

R7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築 (着手日指定型)

通し番号	図番	図面名称	通し番号	図番	図面名称	通し番号	図番	図面名称
01	共-01, 02	宮繕工事共通仕様書(1)(2)	22	A-14	天井伏図(改修前)	42	S-03	軸組図(1)
02	共-03, 04	宮繕工事共通仕様書(3)(4)	23	A-15	天井伏図(改修後)	43	S-04	軸組図(2)
03	共-05, 06	宮繕工事共通仕様書(5)(6)	24	A-16	建具配置図			
04	改特-01, 02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	25	A-17	建具表	44	機特-01, 02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)
05	改特-03	建築改修工事特記仕様書(3)	26	A-18	部分詳細図-1	45	機特-03, 04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)
06	改特-04	建築改修工事特記仕様書(4)	27	A-19	部分詳細図-2	46	C-01	附近見取図、配置図
07	改特-05	建築改修工事特記仕様書(5)	28	A-20	部分詳細図-3		C-02	仮設工事参考図
08	改特-06	建築改修工事特記仕様書(6)	29	A-21	内部鉄骨詳細図	47	C-03	増築トイレ、待合室参考断面図
09	A-01	配置図・付近見取図	30	A-22	概略工事工程表(参考)	48	C-04	空調設備 機器表
10	A-02	支障物件確認図	31	A-23	仮設計画図-1(参考)	49	C-05	換気設備 機器表
11	A-03	面積表	32	A-24	仮設計画図-2(参考)	50	C-06	空調設備 増築トイレ平面図
12	A-04	法チェック図	33	A-25	仮設計画図-3(参考)	51	C-07	換気設備 増築トイレ平面図
13	A-05	外部・内部仕上表				52	C-08	空調設備 待合室平面図(改修前)
14	A-06	平面図(改修前・改修後)	34	S-A	鉄骨構造基準図Ⅰ	53	C-09	空調設備 待合室平面図(改修後)
15	A-07	平面詳細図-1	35	S-B	鉄骨構造基準図Ⅱ	54	C-10	換気設備 待合室平面図(改修前)
16	A-08	平面詳細図-2	36	S-C	鉄骨構造基準図Ⅲ	55	C-11	換気設備 待合室平面図(改修後)
17	A-09	増築トイレ詳細図	37	S-D	鉄骨構造基準図Ⅳ	56	C-12	空調設備 各部参考図
18	A-10	展開図-1	38	S-E	鉄骨構造基準図Ⅴ			
19	A-11	展開図-2	39	S-F	QLデッキ合成スラブ設計施工標準			
20	A-12	展開図-3	40	S-01	基礎伏図・基礎詳細図			
21	A-13	展開図-4	41	S-02	部分リスト・梁伏図			

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当



特記	徳島県土整備部宮繕課	●工事名	R7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築 (着手日指定型)	●図面番号	A-00	株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名	表紙・図面リスト	●縮尺	1:1		藤川	近藤	崎川

一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

- 工事場所

鳴門市鳴門町土佐泊浦

- 建物概要

建物名称	待合室 増築トイレ
構造・規模	鉄骨造 平屋建て 235.2㎡(改修)+41.63㎡(増築)
敷地面積	
延床面積	
消防法施行例別表第1の区分	

- 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	建築改修工事及びトイレ増築工事
機械設備工事	図示空調設備の改修工事及びトイレ増築工事

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

- その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賞金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積みむ作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

㉒ 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

工事内容：待合室等改修工事建築（着手日指定型）

- 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

工事内容：待合室等改修工事建築（着手日指定型）

- 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与え

- 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

工事内容：待合室等改修工事建築（着手日指定型）

- 発生材の処理等
① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器につては、家電リサイクル法により処理すること。

- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。

- ※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1Iによること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事

又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行つた土壤汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行つた確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

工事内容：待合室等改修工事建築（着手日指定型）

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者へ適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事いう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

- ③ 提出書類
 - ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)

- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

共-05 営繕工事共通仕様書(5)

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
 - 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付除外工事
 - 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - ・杭及び基礎工事
 - ・コンクリート躯体工事
 - ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
 - 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
 - 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

設計者情報：株式会社スバル設計 管理建築士 藤川 隆幸 番号 一級建築士203045

共-06 営繕工事共通仕様書(6)

5章 鉄骨工事		特記事項																																																															
項目		項目																																																															
1. 一般事項	<p>◎製作工場は、国土交通大臣の認定による(H)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く・置かなくともよい)</p> <p>◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。</p>																																																																
2. 材料	<p>◎鋼材は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td>JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材</td> <td>柱、梁、ブレース等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎高力ボルトは、(JIS形高力ボルト・トルシア形高力ボルト2種・溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。径は、()とし、使用箇所は図示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>JAS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種(F10T)</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎普通ボルト及びナットの材質は、(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181)・JIS本体規格品(ISO規格))とする。径は、()とし、使用箇所は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトの材質は(ABR400)・ ABR490)とする。</p> <p>◎建方用アンカーボルトの材質は(SS400)・ SS490)とする。</p> <p>◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。</p> <p>◎ターンバックル 鋼の種類(割形式)・パイプ式) ボルトの種類(羽子板ボルト)・両ねじボルト・アイボルト) ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6～M33)×()mmとする。</p> <p>◎床構造用のデッキプレート 材質(SDP1T_2_3, SDP1T6_26) 形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。 ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ボルトランドセメントとする。 ・混和材は、セ膨張材メント系(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。 ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.6による。</p>	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	柱、梁、ブレース等							規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JAS II 09	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種																																								
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																															
SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	柱、梁、ブレース等																																																															
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																															
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JAS II 09																																																															
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)																																																															
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種																																																															
3. 材料試験	<p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を(行う)・行わない)。</p>																																																																
4. 工作一般	<p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成(する)・しない)。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのいずれの検査・補強マニュアル)による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎仮組を(実施する)・実施しない)。</p>																																																																
5. 高力ボルト接合	<p>◎すべり係数試験は(行う)・行わない)。 ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法)によるものとする。</p> <p>◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。 (1)表面粗度測定機による測定 (2)ブラスト機器の性能表による確認 (3)スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。</p> <p>◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う)・行わない)。</p> <p>◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を(行う)・行わない)。</p>																																																																
6. 普通ボルト接合	<p>◎締付け施工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工法の確認)に準じる。</p> <p>◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。</p> <p>◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。</p> <p>◎普通ボルトの戻止めは(二重ナット)・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット)による。 ただし、母屋・鋼線類の取付用ボルトは、全ねじボルトとし、戻止めを省略できる。 ◎普通ボルトの座金は(JIS B 1256)・)による。</p>																																																																
7. 溶接接合	<p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う)・行わない)。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準)付表3〔溶接)による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎エンドタブの切除は(行う)・行わない)。行う場合は図示による。</p> <p>る。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う)・行わない)。 試験を行う場合の平均出検品質限界(AOQL)は、2.5%・(4%)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>全箇所</td> <td>JASS6 表5.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験	全箇所	JASS6 表5.1																																																									
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																														
超音波探傷試験	全箇所	JASS6 表5.1																																																															
8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接	<p>◎デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、次による。 (アークスポット溶接・隅肉溶接・焼抜き溶接) ◎スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。</p>																																																																
9. 錆止め塗装	<p>◎素地ごしらえは、標仕 表18.2.2(A)・ B)・ C)種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。</p> <p>◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の(A)・ B)種 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の(A)・ B)・ C)種</p> <p>◎塗料塗り種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の(A)・ B)種 (工場1回、現場1回) 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.4の(A)・ B)種 (現場1回)</p> <p>◎見え掛かり部材は防食仕様として溶融亜鉛アルミ合金メッキとする。</p> <p>◎鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を(行う)・行わない)。 行う場合の塗料の種類は(A)・ B)種とする。</p>																																																																
10. 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準)による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。</p> <p>◎建方用アンカーボルトを(使用する)・使用しない)。 ◎建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。 ◎構造用アンカーボルトを(使用する)・使用しない)。</p> <p>◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(A)・ B)種とする。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は(A)・ B)種とし、厚さは図示による。 A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p>																																																																
11. 軽量形鋼構造	<p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、鋼線、母屋類は除く。 また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出ようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の亜鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。</p>																																																																
12. 溶融亜鉛めっき工法	<p>◎摩擦面の処理は、(プラスト処理)・(リン酸塩処理)とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針)による。</p>																																																																
6章 防水工事	<p>◎防水下地の乾燥については、高周波水分計による下地水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリファルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>新設</td> <td>建具廻り、パナ</td> <td>-</td> <td>20×20程度</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>新設</td> <td>外壁目地</td> <td>-</td> <td>10×10程度</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う)・行わない)。</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による。 (3)・ 5)・ 7)・(10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコン系						SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリファルサイド系						MS-2	変成シリコーン	新設	建具廻り、パナ	-	20×20程度	無	PU-2	ポリウレタン系	新設	外壁目地	-	10×10程度	有																						
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																											
SR-1	1成分シリコン系																																																																
SR-2	2成分シリコン系																																																																
PS-2	ポリファルサイド系																																																																
MS-2	変成シリコーン	新設	建具廻り、パナ	-	20×20程度	無																																																											
PU-2	ポリウレタン系	新設	外壁目地	-	10×10程度	有																																																											
7章 木工事	<p>◎工事現場搬入時の含水率は(A)・ B)種とする。</p> <p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下 地 材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造 作 材</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>A種</td> <td>図示</td> <td>A(B)・C</td> <td>A種</td> <td>家具</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の集材等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「集材材の日本農林規格)による造作用集材材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下 地 材						---								---								---			造 作 材	図示	図示	図示	A種	図示	A(B)・C	A種	家具							A・B・C			施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考	図示	図示	図示	B種			
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																																									
下 地 材						---																																																											

造 作 材	図示	図示	図示	A種	図示	A(B)・C	A種	家具																																																									
						A・B・C																																																											
施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考																																																													
図示	図示	図示	B種																																																														

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 改特-04	●図面番号 改特-04	●縮尺 A2=1/--	●所長 藤川	●設計長 近藤	●担当者 崎川	
.....は本工事範囲外とする		●図面名 建築改修工事特記仕様書(4)				株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 隆幸 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112	一級建築士No.203045	一級建築士No.226227	一級建築士No.372340

8章 屋根及びとい工事																												
項 目	特 記 事 項																											
1. 一般事項	<p>◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(\frac{36}{\text{I}})$m/s 地表面相度区分 (I・II・(III)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p>																											
2. 折板葺	<p>◎折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>鋼板の厚さ(mm)</th> <th>塗装面</th> <th>形 式</th> <th>山高(mm)</th> <th>山ピッチ(mm)</th> <th>耐 力</th> <th>軒先面戸の適用</th> <th>表打ち材の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>0.8</td> <td>片面</td> <td>重ね形</td> <td>90</td> <td>430</td> <td></td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎断熱材 (・有り 厚さ mm、種別 ,防火性能 時間、・なし)</p> <p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理</p> <p>◎直接外気に影響を受けない屋内の場合は(・標仕14.2.2・E種・F種)とする。</p>	施工箇所	鋼板の厚さ(mm)	塗装面	形 式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐 力	軒先面戸の適用	表打ち材の有無	屋根	0.8	片面	重ね形	90	430		有	有									
施工箇所	鋼板の厚さ(mm)	塗装面	形 式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐 力	軒先面戸の適用	表打ち材の有無																				
屋根	0.8	片面	重ね形	90	430		有	有																				
3. とい	<p>◎とい受金物 材質(SUS製 フッ素樹脂塗装) 取付間隔(1200mm以内)</p> <p>◎材種(VP) 径(50φ)</p> <p>◎防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕13.5.3(d)による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎鋼管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。</p> <p>◎硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。</p> <p>◎ルーフトレンの種別()</p> <p>◎ルーフトレンの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎ルーフトレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。</p> <p>◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(エ)又は13.5.3(5)(イ)による。</p>																											

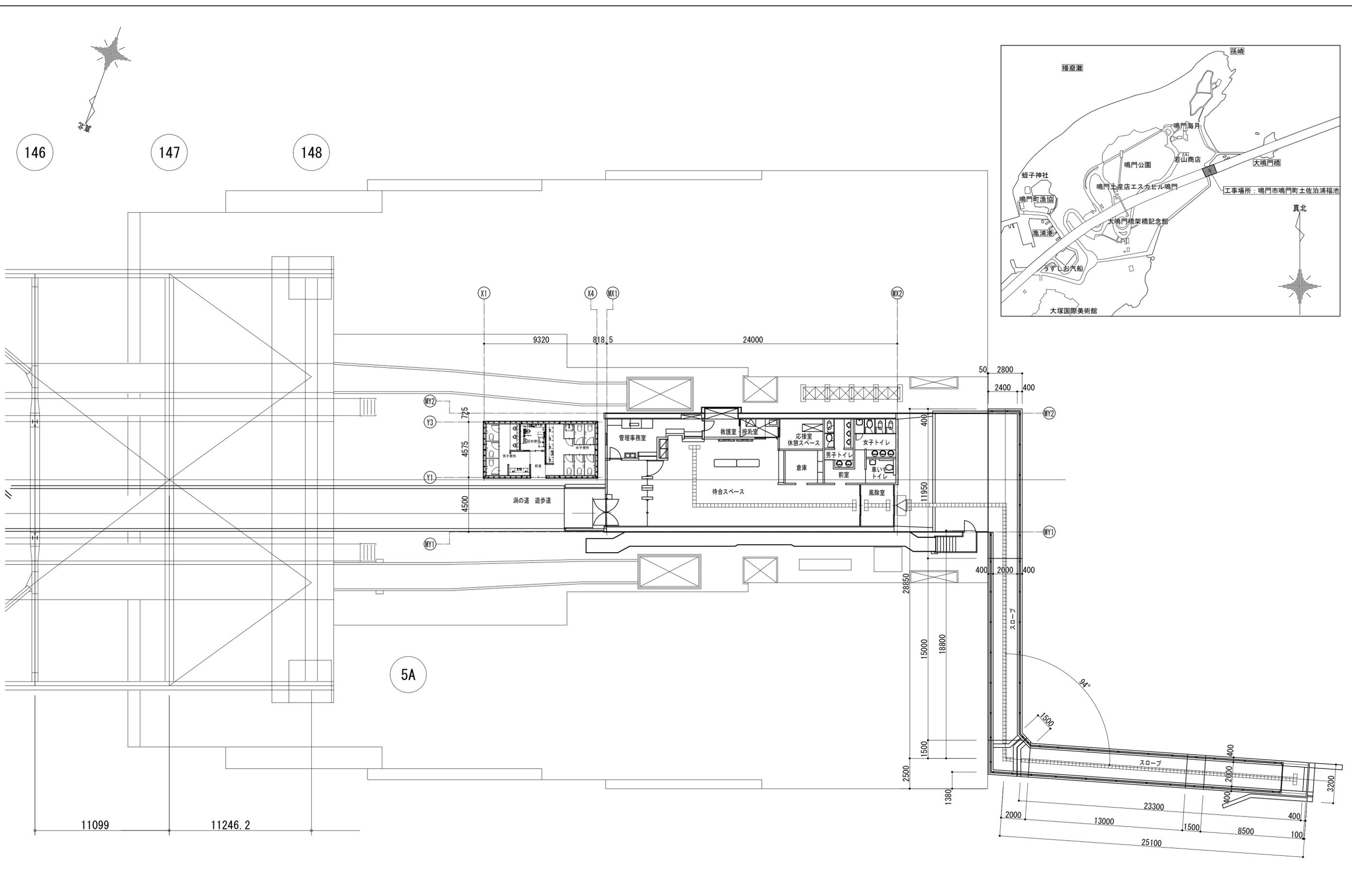
9章 金属工事	
項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	<p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行)・行わない)、確認強度は、(0.4)kNとする。</p>
2. 溶接、ろう付け等	<p>◎溶接及びろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、標仕14.2.3による。</p> <p>◎鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。</p>
3. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(\frac{36}{\text{I}})$m/s 地表面相度区分 (I・II・(III)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>
4. 軽量鉄骨壁下地	<p>◎スタッド、ランナーの種類は、標準仕様書14.5.3(表14.5.1)による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(・標仕14.5.4(5)・)による。</p>

項 目	特 記 事 項																																																
5. 金属成形板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>モールドイング(既製品)</th> <th>スパンドレル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 質</td> <td></td> <td>アルミ製</td> </tr> <tr> <td>製 法</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>板 幅</td> <td></td> <td>図示による。</td> </tr> <tr> <td>寸 法</td> <td></td> <td>図示による。</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td></td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>形 状</td> <td></td> <td>図示による。</td> </tr> <tr> <td>表面処理</td> <td></td> <td>フッ素焼付塗装</td> </tr> <tr> <td>伸縮継手</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取付下地</td> <td></td> <td>ケイカル板t10 裏打</td> </tr> <tr> <td>製 造 所</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎押出材材： 規 格 JIS H 4100によるA6063Sとする。 部 材 の 種 類 (200形)・250形・300形・350形)とする。 本体の表面処理 (C)種 付属部品の表面処理は、笠木本体製造所の仕様による。</p> <p>◎曲 げ 材： 規 格 JIS H 4000によるA1100Pとする。 厚 さ(1.6)mm 形 状 図示</p> <p>◎地域指定 (一般・多雪)</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(\frac{36}{\text{I}})$m/s 地表面相度区分 (I・II・(III)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ</td> <td>600角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td>素地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>仕上材</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	種 別	モールドイング(既製品)	スパンドレル	材 質		アルミ製	製 法		-	板 幅		図示による。	寸 法		図示による。	厚 さ		2.5	形 状		図示による。	表面処理		フッ素焼付塗装	伸縮継手		-	取付下地		ケイカル板t10 裏打	製 造 所		-	材種	寸法	形式	外枠	内枠	アルミ	600角	一般型	屋内用	素地					仕上材
種 別	モールドイング(既製品)	スパンドレル																																															
材 質		アルミ製																																															
製 法		-																																															
板 幅		図示による。																																															
寸 法		図示による。																																															
厚 さ		2.5																																															
形 状		図示による。																																															
表面処理		フッ素焼付塗装																																															
伸縮継手		-																																															
取付下地		ケイカル板t10 裏打																																															
製 造 所		-																																															
材種	寸法	形式	外枠	内枠																																													
アルミ	600角	一般型	屋内用	素地																																													
				仕上材																																													
6. アルミニウム製笠木	<p>◎押出材材： 規 格 JIS H 4100によるA6063Sとする。 部 材 の 種 類 (200形)・250形・300形・350形)とする。 本体の表面処理 (C)種 付属部品の表面処理は、笠木本体製造所の仕様による。</p> <p>◎曲 げ 材： 規 格 JIS H 4000によるA1100Pとする。 厚 さ(1.6)mm 形 状 図示</p> <p>◎地域指定 (一般・多雪)</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(\frac{36}{\text{I}})$m/s 地表面相度区分 (I・II・(III)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ</td> <td>600角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td>素地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>仕上材</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	材種	寸法	形式	外枠	内枠	アルミ	600角	一般型	屋内用	素地					仕上材																																	
材種	寸法	形式	外枠	内枠																																													
アルミ	600角	一般型	屋内用	素地																																													
				仕上材																																													
7. 天井点検口	<p>◎製作所： 評価名簿による。</p>																																																

10章 左官工事																
項 目	特 記 事 項															
1. 一般事項	<p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p>															
2. モルタル塗り	<p>◎モルタルは(現場調合材料・既配合材料)。</p> <p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存便所部分床</td> <td>金銀</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>シート下地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は、図示による。。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備 考	既存便所部分床	金銀	-	無	シート下地					
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備 考												
既存便所部分床	金銀	-	無	シート下地												
3. 床コンクリート直均し仕上げ	<p>◎施工箇所(シート下地)</p>															

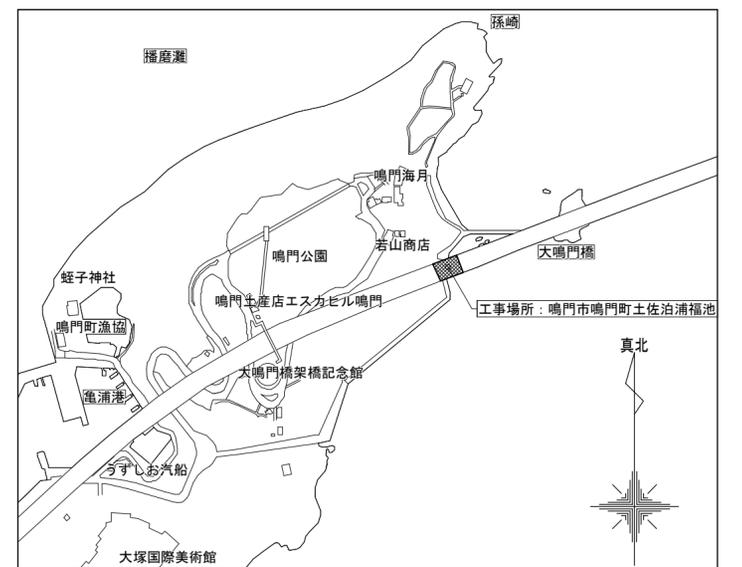
11章 建具工事																			
項 目	特 記 事 項																		
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p>																		
2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70mm</td> <td>図示</td> <td>BB-2標準色</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎結露水の処理方法はメーカー仕様による。</p> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p>	種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-3	W-4	70mm	図示	BB-2標準色				
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理													
B種	S-5	A-3	W-4	70mm	図示	BB-2標準色													
3. 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>図示</td> <td>亜鉛めっき</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量は()以上とする。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p> <p>◎標準型鋼製建具は、標仕16.4.6により寸法及び金物を標準化したものとする。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	-	-	-	-	-	-	図示	亜鉛めっき		
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理												
-	-	-	-	-	-	図示	亜鉛めっき												
4. 鋼製軽量建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p> <p>◎標準型鋼製軽量建具は、標仕16.5.6により寸法及び金物を標準化したものとする。</p>	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考	-	-	-	-	図示							
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備 考														
-	-	-	-	図示															
5. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による。</p> <p>◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.5による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する(2 組)、その他の鍵の製作本数は(2 組)</p>																		
6. 自動ドア開閉装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 場 所</th> <th>風除室出入口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駆 動 方 式</td> <td>電気式</td> </tr> <tr> <td>センサー</td> <td>光線センサー</td> </tr> <tr> <td>ドア開閉装置の種類</td> <td>SSLD-1</td> </tr> <tr> <td>ドアの開閉方式</td> <td>2枚引込み戸</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 場 所	風除室出入口	駆 動 方 式	電気式	センサー	光線センサー	ドア開閉装置の種類	SSLD-1	ドアの開閉方式	2枚引込み戸								
設 置 場 所	風除室出入口																		
駆 動 方 式	電気式																		
センサー	光線センサー																		
ドア開閉装置の種類	SSLD-1																		
ドアの開閉方式	2枚引込み戸																		
7. 軽量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>管理事務室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 度</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>上部電動式(手動併用)</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td>障害物感知装置</td> </tr> <tr> <td>スラット仕様</td> <td>t=0.8mm</td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>中柱の補強</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>座 板</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	設置場所	管理事務室	強 度	-	開閉装置	上部電動式(手動併用)	安全装置	障害物感知装置	スラット仕様	t=0.8mm	シャッターケース仕様	図示	ガイドレール仕様	図示	中柱の補強	無	座 板	図示
設置場所	管理事務室																		
強 度	-																		
開閉装置	上部電動式(手動併用)																		
安全装置	障害物感知装置																		
スラット仕様	t=0.8mm																		
シャッターケース仕様	図示																		
ガイドレール仕様	図示																		
中柱の補強	無																		
座 板	図示																		

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	 所長 設計長 担当者 藤川 近藤 崎川
		R7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	改特-05	
……は本工事範囲外とする		●図面名	●縮尺	一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112 一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340
		建築改修工事特記仕様書(5)	A2=1/--	



146 147 148

5A

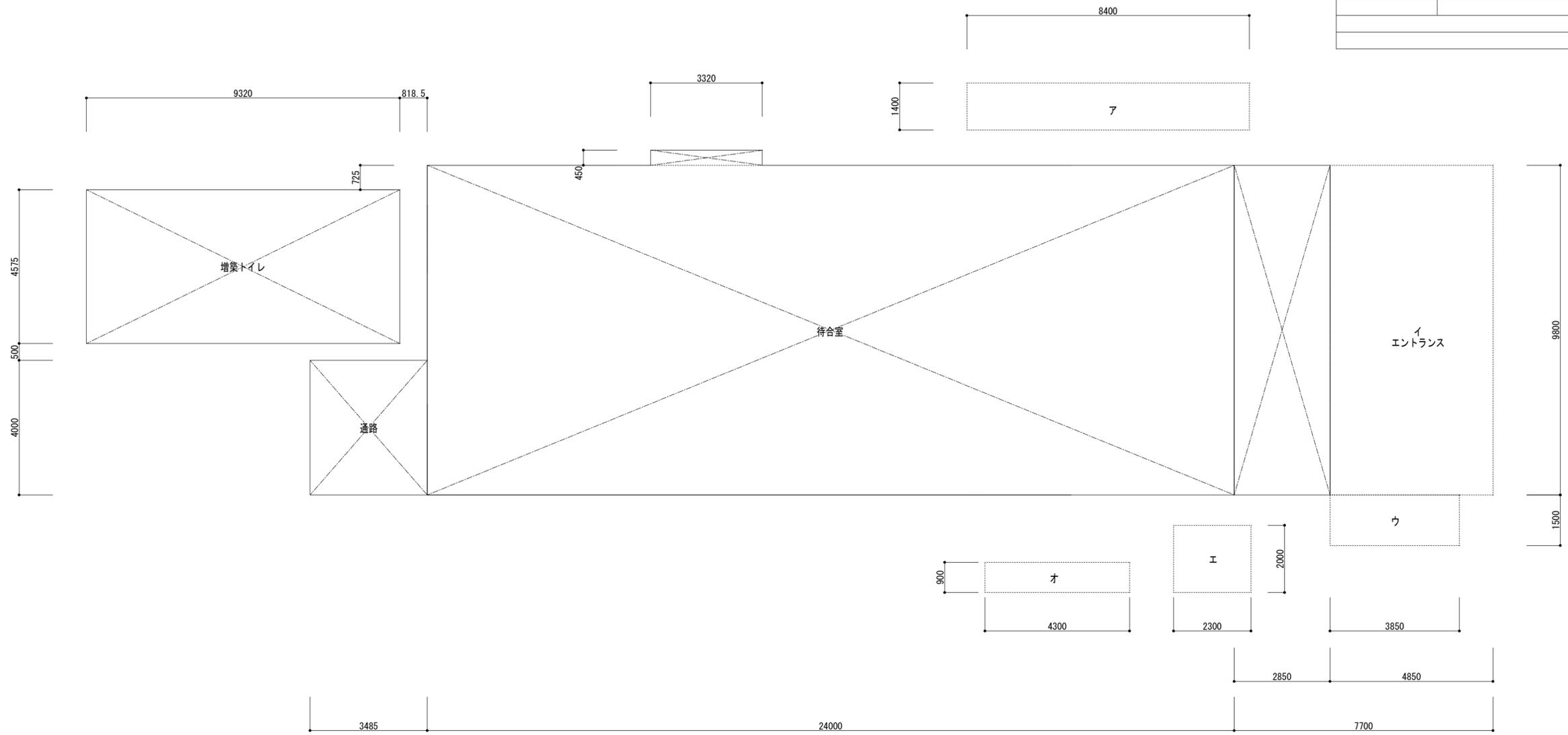


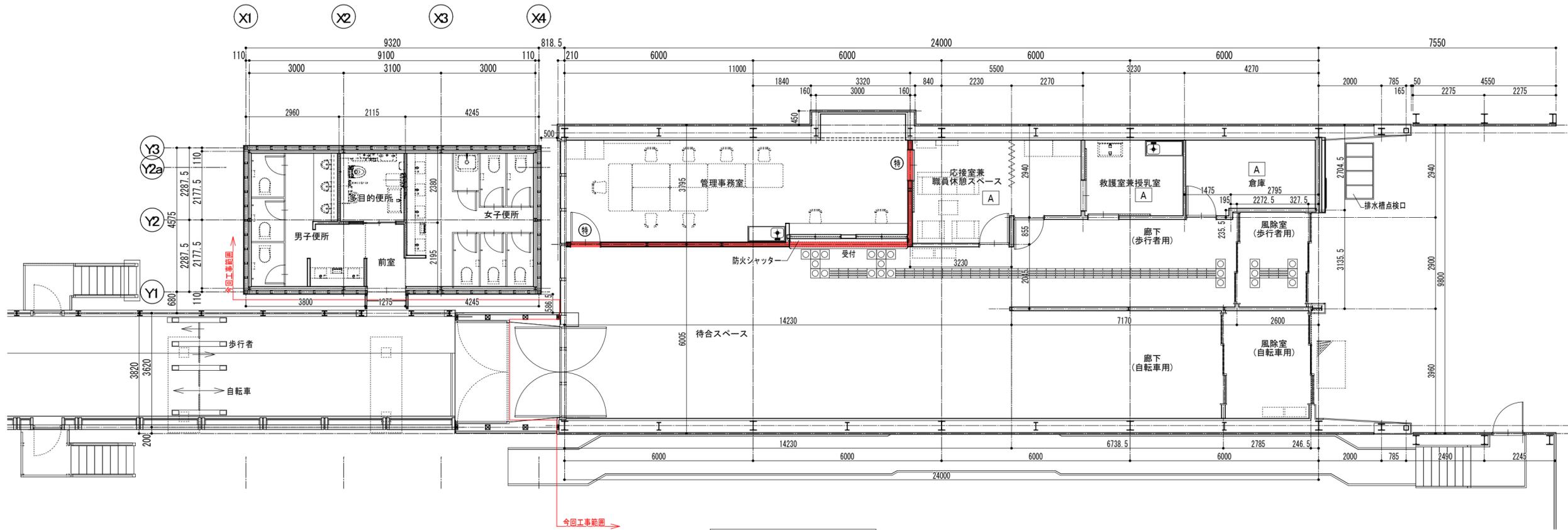
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-01	株式会社 スパル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	配置図・付近見取図	●縮尺	1:200		藤川	近藤	崎川

一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340

法定床面積		
エントランス	2,850 × 9,800	27,930
待合室	24,000 × 9,800	235,200
通路	3,485 × 4,000	13,940
大画面	3,320 × 0,450	1,494
増築トイレ	9,320 × 4,575	42,639
合計		321,203

法定外床面積		
ア	8,400 × 1,400	11,760
イ	4,850 × 9,800	47,530
ウ	3,850 × 1,500	5,775
エ	2,300 × 2,000	4,600
オ	4,300 × 0,900	3,870
合計		73,535





1階平面図 改修後 1:100

室名	A (面積)	L (採光)	V (換気)	S (排煙)	判定
風除室 (歩行者用)	2.2725 × 3.1355 = 7.125				非居室
計	A = 7.13 m ²				
風除室 (自転車用)	2.785 × 3.960 = 11.028				非居室
計	A = 11.03 m ²				
待合スペース	0.195 × 0.2355 = 0.045	A × 1/20 = 6.649	A × 1/20 = 6.649	A × 1/50 = 2.659	居室
廊下 (歩行者用・自転車用)	7.170 × 2.900 = 20.793 6.7385 × 3.960 = 26.684 14.230 × 6.005 = 85.451	採光用開口 = 0.000 →非常用照明の設置	換気用開口 = 0.000 →機械換気の設置	AW-3: 0.900 × 0.900 × 6ヶ = 4.860	
計	A = 132.97 m ²			必要: 2.659 ≤ 有効: 4.860 ... OK	
管理事務室	11.000 × 3.795 = 41.745 3.320 × 0.450 = 1.494	A × 1/20 = 2.162 採光用開口 = 0.000 →非常用照明の設置	A × 1/20 = 2.162 換気用開口 = 0.000 →機械換気の設置	A × 1/50 = 0.000 H12建告1436号四-二-(4)…内装下地仕上:不燃材料	居室
計	A = 43.24 m ²				
応接室兼職員休憩スペース	0.160 × 0.450 = 0.072 5.500 × 2.940 = 16.170 3.230 × 0.855 = 2.762				非居室
計	A = 19.00 m ²				
救護室兼授乳室	3.230 × 2.940 = 9.496				非居室
計	A = 9.50 m ²				
倉庫	4.270 × 2.7045 = 11.548 1.475 × 0.2355 = 0.347				非居室
計	A = 11.90 m ²				
前室	1.275 × 2.195 = 2.798				非居室
計	A = 2.80 m ²				
男子便所	2.960 × 2.380 = 7.045 3.800 × 2.195 = 8.341				非居室
計	A = 15.386 m ²				
女子便所	4.245 × 4.575 = 19.421				非居室
計	A = 19.42 m ²				
多目的便所	2.115 × 2.380 = 5.034				非居室
計	A = 5.03 m ²				

防火区画 GB-Ft=15 + GB-Ft=15両面貼(1時間耐火構造)を示す。
特 特定防火設備(常時閉鎖式防火戸)を示す。

耐火材料一覧(待合室:準耐火建築物 イー-1)

柱/1時間耐火構造	名称:ロックウール吹付 t=35(既存のまま) 認定番号:旧通則G-1211 新FP060CN-9460
梁/1時間耐火構造	名称:ロックウール吹付 t=35(既存のまま) 認定番号:旧通則G-1211 新FP060BM-9408
外壁/1時間耐火構造	名称:中空押出セメント板 t=60(既存のまま) 認定番号:旧通則W-1065 新FP060NE-9037
間仕切壁/1時間耐火構造	名称:GB-F t=15+15(既存撤去後、新設) 認定番号:旧通則W-2200(撤去)
屋根/30分耐火構造	名称:硬質木片セメント板 t=12+12ポリスチレンフォーム 金属鋼板葺(既存のまま) 認定番号:旧通則R-0030

耐火材料一覧(増築トイレ:準耐火建築物 ロー-2)

柱/不燃材料	名称:H-100x100x6x8 (SS400) 認定番号:H12建告1400
梁/不燃材料	名称:H-200x100x5.5x8 (SS400) 認定番号:H12建告1400
外壁/不燃材料 ※延焼ライン内/防火構造	名称:鉄骨下地+GB-R t=12.5の上、窯業系サイディングt=16
屋根/不燃材料	名称:折板 塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板
床/不燃材料	名称:合成スラブ構造用デッキプレートH=50 + コンクリート(7)100 認定番号:H12建告1400

待合スペース以外の部屋の上、天井は待合スペースと繋がっている為、排煙面積の算出を床面積で計算した場合
 床面積: 235.20m² × 1/50 = 4.704m²(必要)
 AW-3: 0.900 × 0.900 × 6ヶ = 4.860m²(有効)
 必要: 4.704 ≤ 有効: 4.860 ... OK

待合室 外部仕上表 ※原則既存のままとする。

基礎	鉄骨架台：フッ素塗装
外壁	鉄骨下地(鋼線L型アングル 50x50x6.0x2) 中空押出成形セメント板 t=60の上、ウレタン塗装 W=600 耐火仕様
バラベツト	笠木：アルミパネルフッ素焼付塗装 t=2.5 内部防露材吹付
屋根	オープンジョイント工法平滑葺、フッ素焼付ガルバリウム鋼板 t=0.6(不燃1728号) フッ素焼付カラーアルミ t=1.0
断熱材	天井グラスウール t=100敷詰、外壁断熱内：吹付硬質ウレタンフォーム t=15吹付
雨樋	壁樋：VP50φ、内樋：SUS t=0.4曲げ加工
エントランス	床：磁器質タイル100角模様張り(点字タイル300角)、フェンス：中空押出成形セメント板 t=60の上、ウレタン塗装 鉄骨下地

増築トイレ 外部仕上表 ※新設とする。

基礎	基礎(コンクリート部分)：けい酸塩系表面含浸材塗布 鉄骨架台：溶融亜鉛アルミ合金メッキ
外壁	鉄骨下地(C型 100×50×2.3) GB-R t=12.5の上、窯業系サイディング t=16
バラベツト	アルミ笠木(フッ素樹脂塗装)
屋根	折板 塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板 t=0.8
床	合成スラブ構造用デッキプレートH=50 + コンクリート(7)100の上、長尺塩ビシート t=2.0(防臭)
断熱材	天井、壁共 グラスウール t=100
雨樋	壁樋：VP75φ、内樋：SUS t=0.4曲げ加工(フッ素樹脂塗装)

凡例

- ※ 待合室外部仕上表に記載の仕上材は原則既存のままとする。
- ※ 増築トイレ外部仕上表に記載の仕上材は新設とする。
- ※ 改修前内部仕上表に記載の仕上材は原則全撤去とする。
- ※ 改修前内部仕上表に記載の下部材の撤去範囲は別図を参照とする。
- ※ 改修前内部仕上表に記載の男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの仕上撤去後、下地の状況を確認し、セルフレベリングにて下地調整を行う。
- ※ 内装材、接着剤、家具、建具材はすべて ノンアスベスト品・F☆☆☆☆材を使用する。
- ※ 天井裏の建築材料はF☆☆☆☆材を使用する。

改修前内部仕上表

番号	室名	床高	天井高	内装制限	床		巾木・壁		壁		天井		廻縁	備考
					下地	仕上	仕上	高さ	下地	仕上	下地	仕上		
1	待合スペース	0	CH=4250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=12.5	RW-Bt=19.0 リﾌﾞ付	塩ビ製	
2	管理事務室	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5 一部GB-Rt=15+15	ビニ床ﾀｲﾙ(不燃)	GB-Rt=15+15	ビニ床ﾀｲﾙ(不燃)	塩ビ製	
3	教護室・授乳室	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	-	-		
4	応接室休憩スペース	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
5	倉庫	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
6	前室	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	塩ビ製	H=60	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
7	男子トイレ	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ+ｷﾞﾙﾄ	せつ器室質ﾀｲﾙ 200角	-	-	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	陶器質ﾀｲﾙ 200角	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
8	女子トイレ	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ+ｷﾞﾙﾄ	せつ器室質ﾀｲﾙ 200角	-	-	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	陶器質ﾀｲﾙ 200角	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
9	車いすトイレ	0	CH=2250	-	コンクリート金ｺﾞ+ｷﾞﾙﾄ	せつ器室質ﾀｲﾙ 200角	-	-	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	陶器質ﾀｲﾙ 200角	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	AEP塗装	塩ビ製	
10	風除室	0	CH=2300	-	コンクリート金ｺﾞ+ｷﾞﾙﾄ	ビニ床ﾀｲﾙ t=2.0	-	-	LGS+ﾀｲﾙ加板t=12.0	陶器質ﾀｲﾙ 200角	LGS+ﾀｲﾙ加板t=10.0	ﾌﾙﾊﾞｲﾝ ｷﾞﾙﾄﾌﾞﾙｯﾌﾟ素焼付塗装t=2.5	-	

改修後内部仕上表

番号	室名	床高	天井高	内装制限	床		巾木・壁		壁		天井		廻縁	備考
					下地	仕上	仕上	高さ	下地	仕上	下地	仕上		
1	待合スペース	0	CH=4250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	RW-B t=19.0 リﾌﾞ付 ｸﾞﾗｽﾞﾙｰﾙt100	塩ビ製(ｺ型)	
2	管理事務室	0	CH=2250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5 一部GB-Rt=15+15	ビニ床ﾀｲﾙ(不燃)	LGS+GB-Rt=15+15	ビニ床ﾀｲﾙ(不燃)	塩ビ製(ｺ型)	
3	教護室兼授乳室	0	CH=2250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	ビニ床ﾀｲﾙ	塩ビ製(ｺ型)	
4	応接室兼職員休憩スペース	0	CH=2250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	ビニ床ﾀｲﾙ	塩ビ製(ｺ型)	
5	倉庫	0	CH=2250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS	GB-D t=9.5	塩ビ製(ｺ型)	
6	前室	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0(防臭)	塩ビ製	H=100	LGS+GB-St=12.5	ﾌﾞﾗﾝｸﾞｲﾝ 化粧合板t=3.0	LGS+ﾀｲﾙ加板t=6.0	EP塗装	塩ビ製(ｺ型)	
7	男子便所	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0(防臭)	塩ビ製	H=100	LGS+GB-St=12.5	ﾌﾞﾗﾝｸﾞｲﾝ 化粧合板t=3.0	LGS+ﾀｲﾙ加板t=6.0	EP塗装	塩ビ製(ｺ型)	
8	女子便所	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0(防臭)	塩ビ製	H=100	LGS+GB-St=12.5	ﾌﾞﾗﾝｸﾞｲﾝ 化粧合板t=3.0	LGS+ﾀｲﾙ加板t=6.0	EP塗装	塩ビ製(ｺ型)	
9	バリアフリートイレ	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0(防臭)	塩ビ製	H=100	LGS+GB-St=12.5	ﾌﾞﾗﾝｸﾞｲﾝ 化粧合板t=3.0	LGS+ﾀｲﾙ加板t=6.0	EP塗装	塩ビ製(ｺ型)	
10-1	風除室(歩行者用)	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	RW-B t=9.0	塩ビ製(ｺ型)	
10-2	風除室(自転車用)	0	CH=2300		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	RW-B t=9.0	塩ビ製(ｺ型)	
11-1	廊下(歩行者用)	0	CH=4250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	RW-B t=19.0 リﾌﾞ付 ｸﾞﾗｽﾞﾙｰﾙt100	塩ビ製(ｺ型)	
11-2	廊下(自転車用)	0	CH=4250		コンクリート金ｺﾞ(既存のまま)	塩ビ床ｼｰﾄ t=2.0	塩ビ製	H=100	LGS+GB-Rt=12.5	ビニ床ﾀｲﾙ	LGS+GB-Rt=9.5	RW-B t=19.0 リﾌﾞ付 ｸﾞﾗｽﾞﾙｰﾙt100	塩ビ製(ｺ型)	

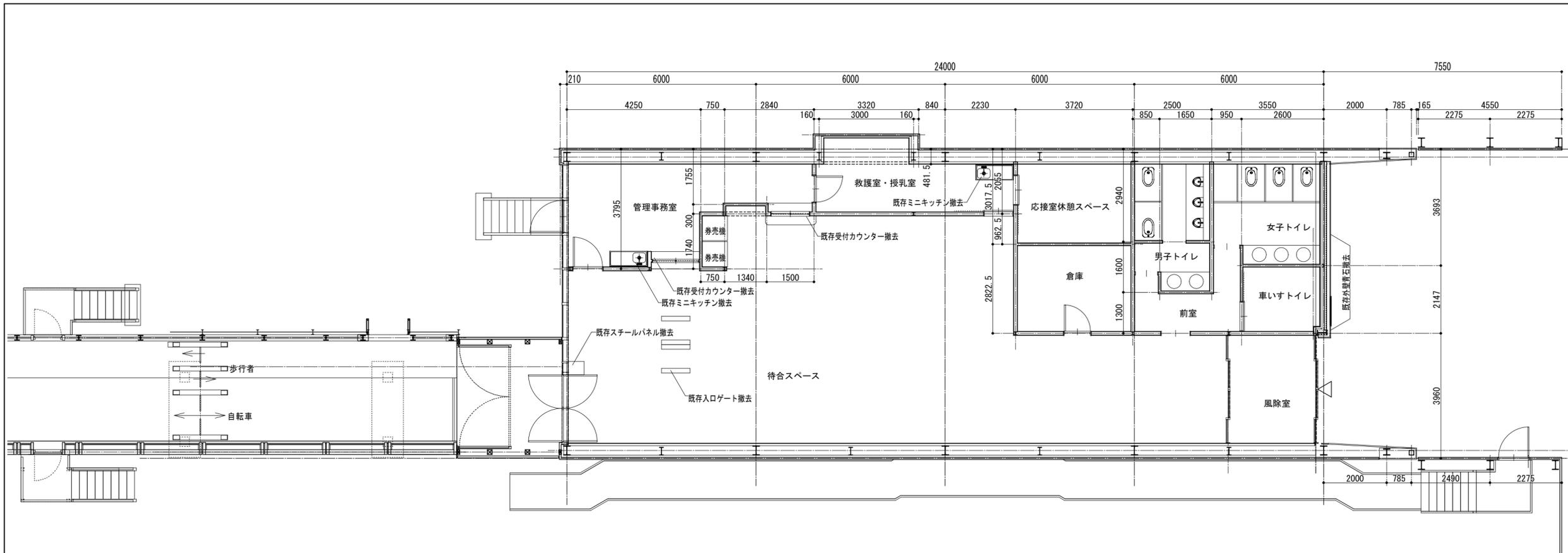
凡例

金属類、ボード類

ST	スチール
AL	アルミ
SUS	ステンレス
SUS HL	ステンレスヘアライン
FRP	繊維強化プラスチック
W	木
BRZ	ブロンズ
LGS	軽量鉄骨
GB-R	せっこうボード
GB-NC	不燃積層せっこうボード
GB-D	化粧せっこうボード
GB-W	天然木化粧せっこうボード
GB-M	無機質繊維せっこうボード
GB-F	強化せっこうボード
GB-S	シージングせっこうボード
GB-P	吸音用穴あきせっこうボード
GB-L	せっこうラスボード
ﾀｲﾙ板	けい酸カルシウム板
GW-B	グラスウール化粧板
RW-B	ロックウール吸音ボード

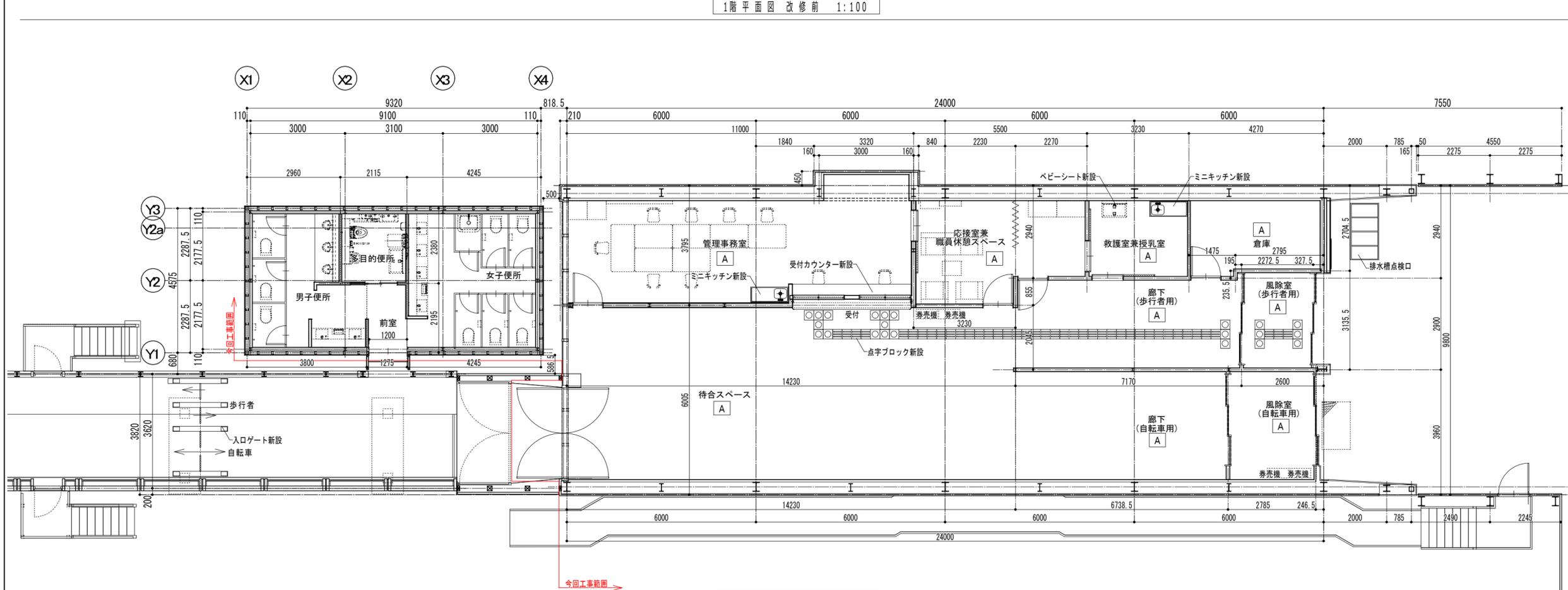
塗料

OS	オイルステイン
LC	クリヤーラッカー
AEP	アクリルエマルションペイント
EP	合成樹脂 エマルションペイント
SOP	合成樹脂調合 ペイント



1階平面図 改修前 1:100

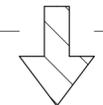
記号	改修前 床仕上
A	ビニル床タイル t=2.0
B	せつ器質タイル 200角

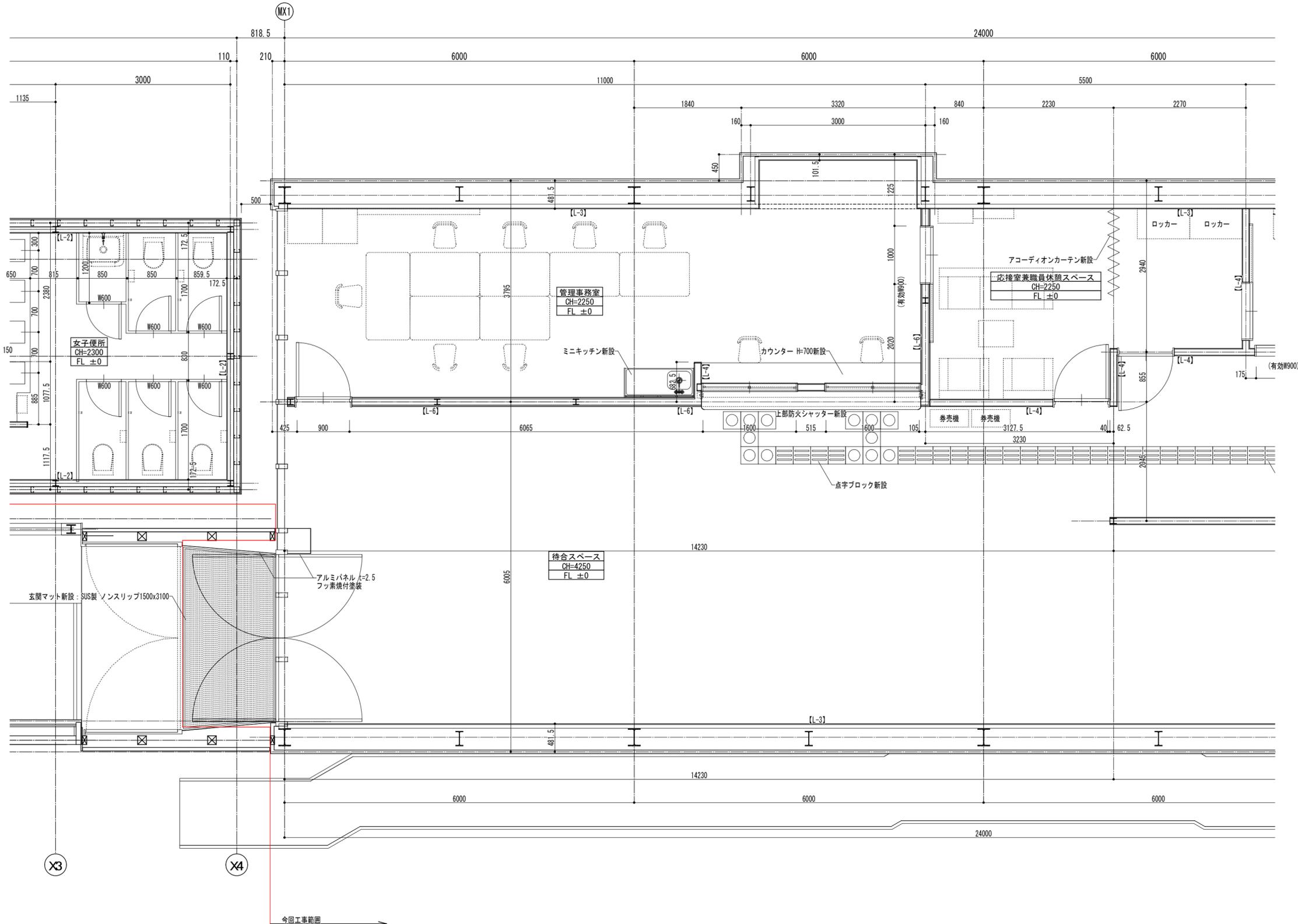


1階平面図 改修後 1:100

記号	改修後 床仕上
A	塩ビ床シート t=2.0

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-06	 株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名	平面図 (改修前・改修後)	●縮尺	1:100		 藤川	 近藤	 崎川

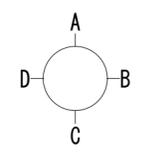




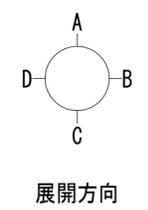
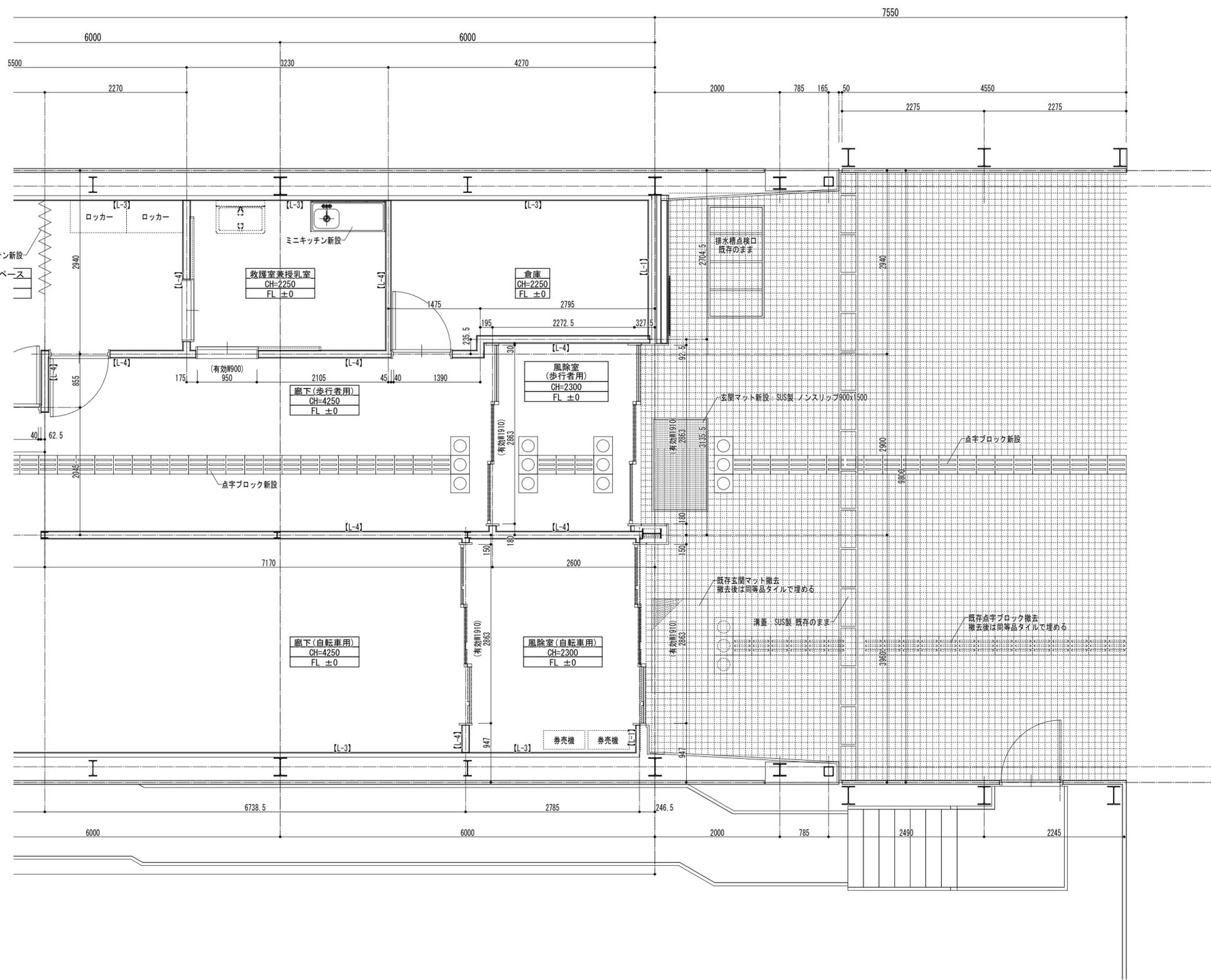
室名		待合スペース
床	下地	コンクリート金打(既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	RW-B t=19.0 リブ付
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		

室名		管理事務室
床	下地	コンクリート金打(既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5 一部GB-Rt=15+15
	仕上	ビニルクロス(不燃)
天井	下地	LGS+GB-Rt=15+15
	仕上	ビニルクロス(不燃)
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		

室名		応接室兼職員休憩スペース
床	下地	コンクリート金打(既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	ビニルクロス
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		



展開方向



室名		倉庫
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS
	仕上	GB-D t=9.5
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		

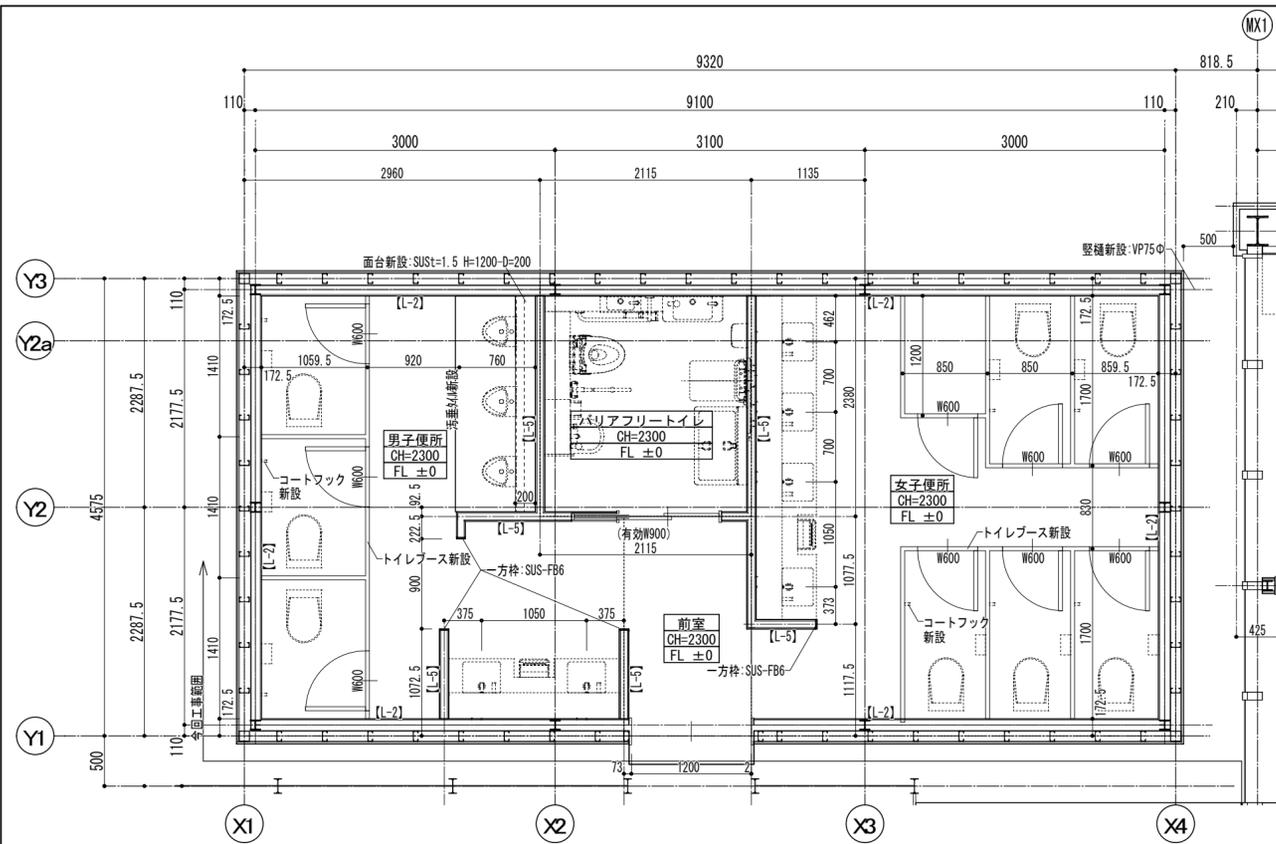
室名		救護室兼授乳室
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	ビニルクロス
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		

室名		風除室 (歩行者用)
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	RW-B t=9.0
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		

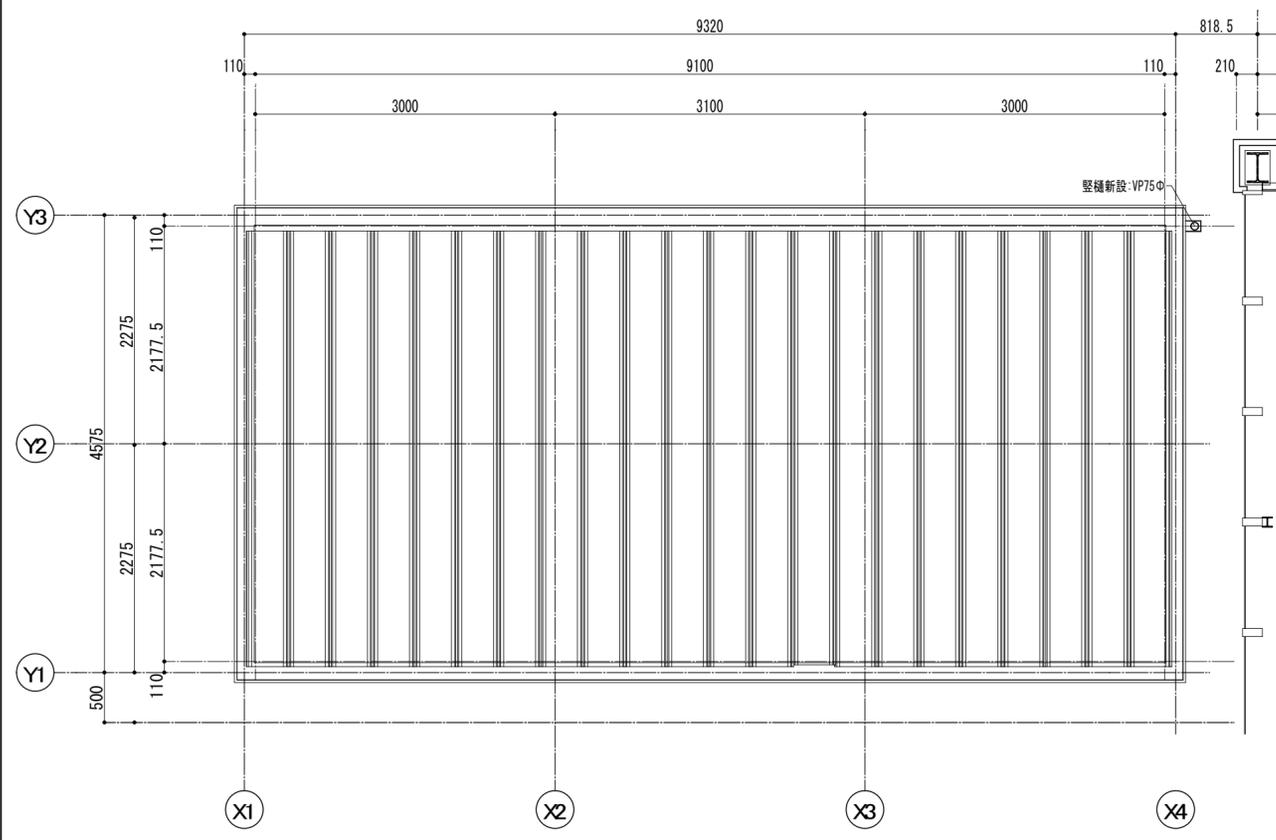
室名		風除室 (自転車用)
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	RW-B t=9.0
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		

室名		廊下 (歩行者用)
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	RW-B t=19.0 リア付
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		

室名		廊下 (自転車用)
床	下地	コンクリート金打 (既存のまま)
	仕上	塩ビ床シート t=2.0
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-Rt=12.5
	仕上	ビニルクロス
天井	下地	LGS+GB-Rt=9.5
	仕上	RW-B t=19.0 リア付
廻縁	塩ビ製 (コ型)	
備考		



1階平面詳細図 1:50



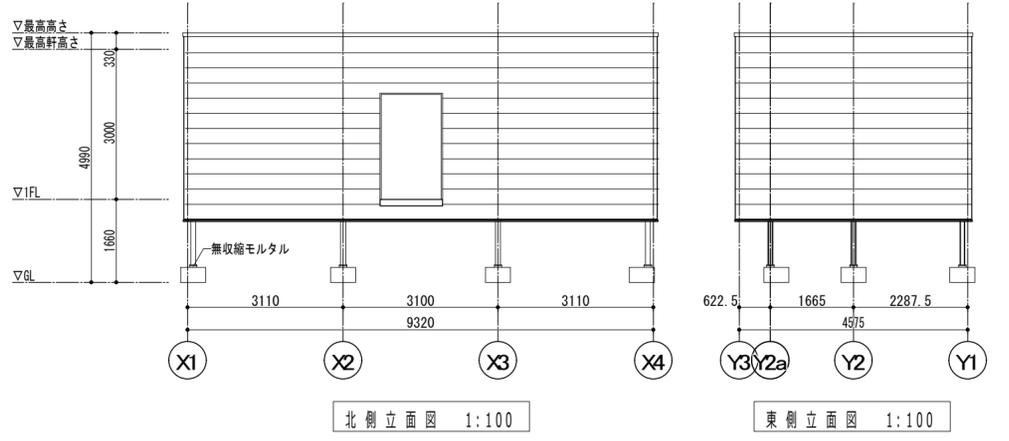
屋根伏図 1:50

室名		前室
床	下地	コケリ金釘
	仕上	塩ビ床シート t=2.0(防臭)
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-St=12.5
	仕上	珩化化粧板 t=3.0
天井	下地	LGS+材貼板 t=6.0
	仕上	EP塗装
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		

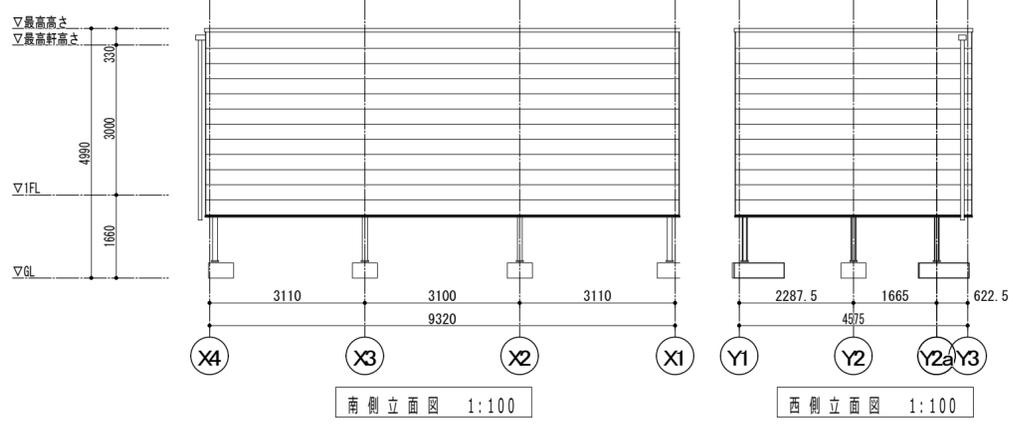
室名		男子便所
床	下地	コケリ金釘
	仕上	塩ビ床シート t=2.0(防臭)
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-St=12.5
	仕上	珩化化粧板 t=3.0
天井	下地	LGS+材貼板 t=6.0
	仕上	EP塗装
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		

室名		女子便所
床	下地	コケリ金釘
	仕上	塩ビ床シート t=2.0(防臭)
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-St=12.5
	仕上	珩化化粧板 t=3.0
天井	下地	LGS+材貼板 t=6.0
	仕上	EP塗装
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		

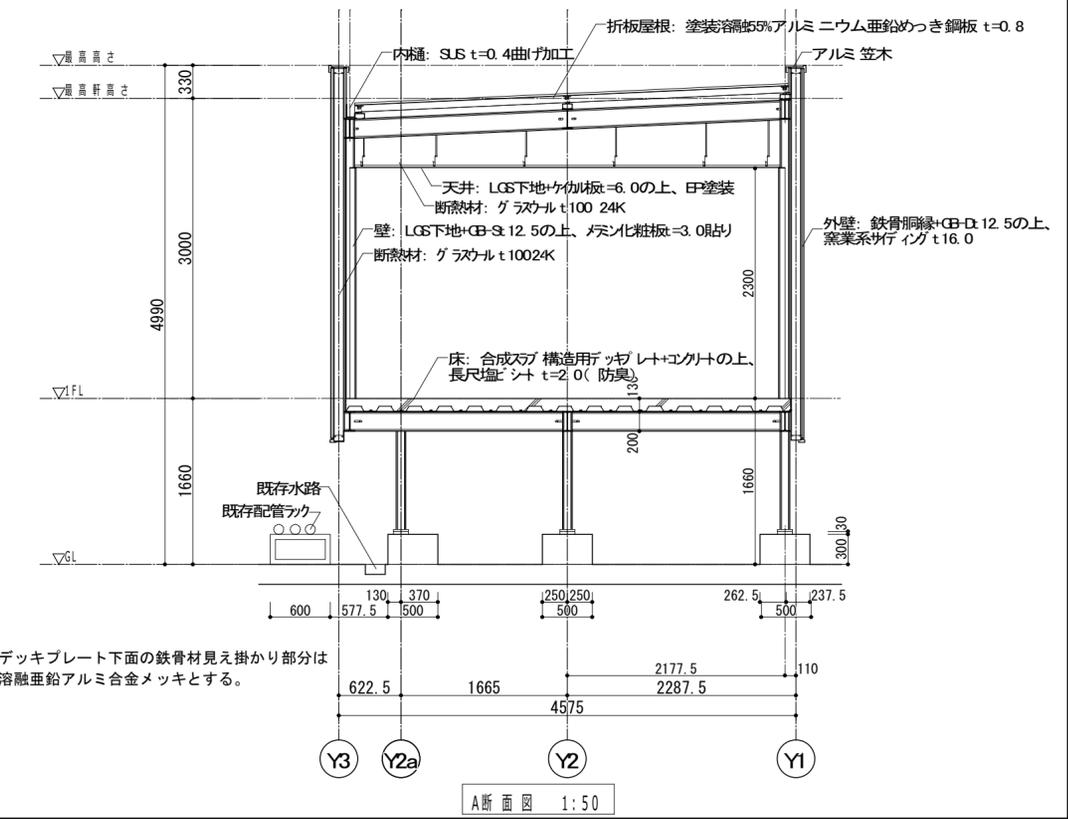
室名		バリアフリートイレ
床	下地	コケリ金釘
	仕上	塩ビ床シート t=2.0(防臭)
巾木・腰	仕上	塩ビ製
	高さ	H=100
壁	下地	LGS+GB-St=12.5
	仕上	珩化化粧板 t=3.0
天井	下地	LGS+材貼板 t=6.0
	仕上	EP塗装
廻縁	塩ビ製(コ型)	
備考		



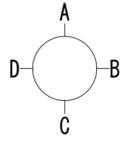
北側立面図 1:100



南側立面図 1:100



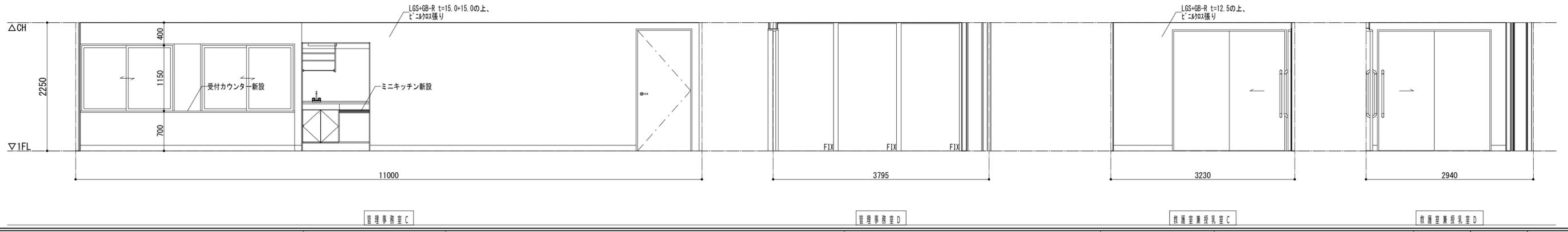
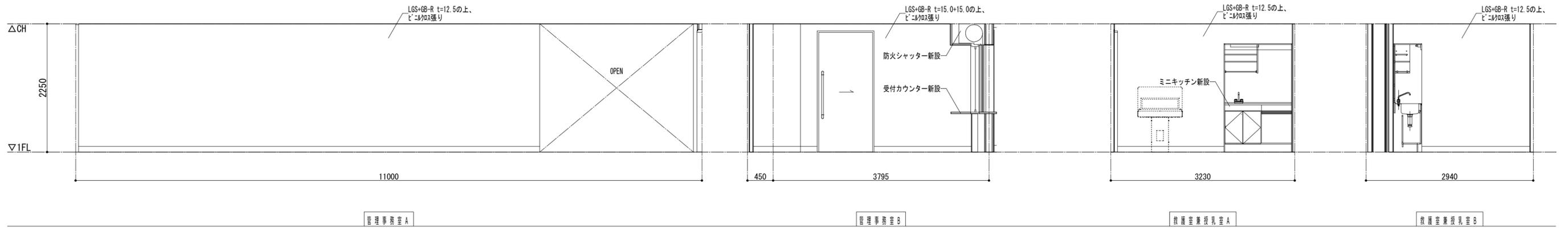
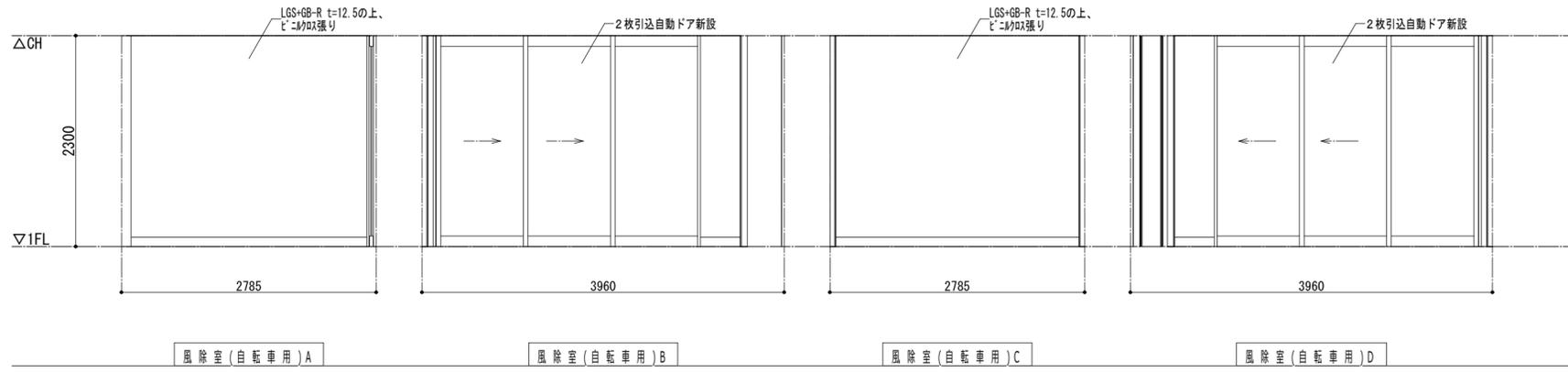
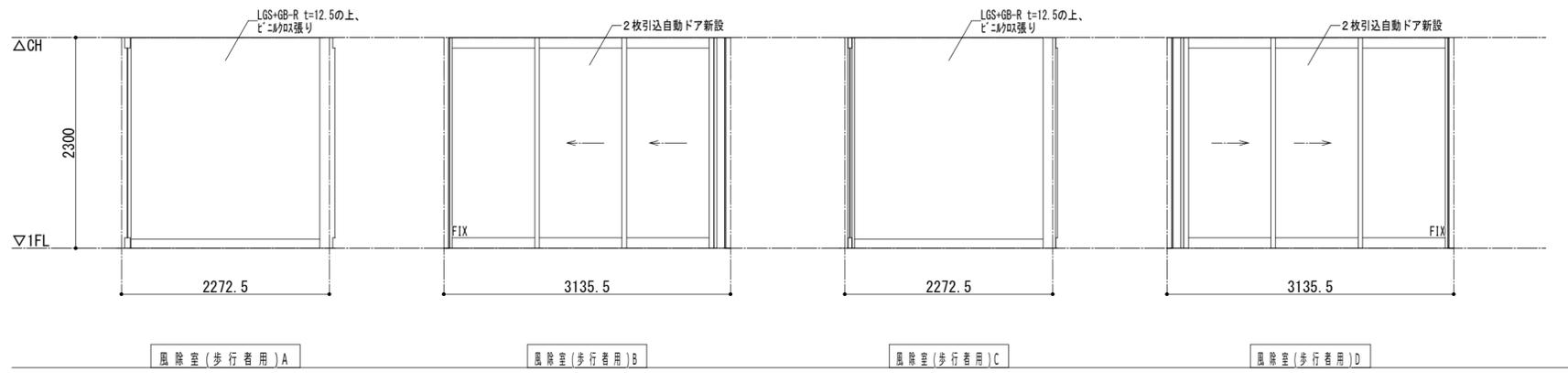
A断面図 1:50



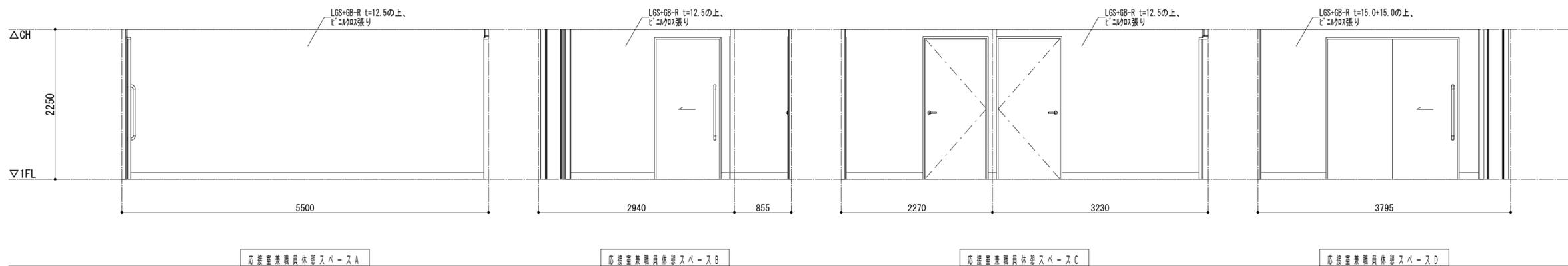
展開方向

※デッキプレート下面の鉄骨材見え掛り部分は溶融亜鉛アルミ合金メッキとする。

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-09	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	増築トイレ詳細図	●縮尺	1:50, 1:100		藤川	近藤	崎川



特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-10	 株式会社 スパル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達雄 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	展開図 - 1	●縮尺	1:50		 藤川	 近藤	 崎川

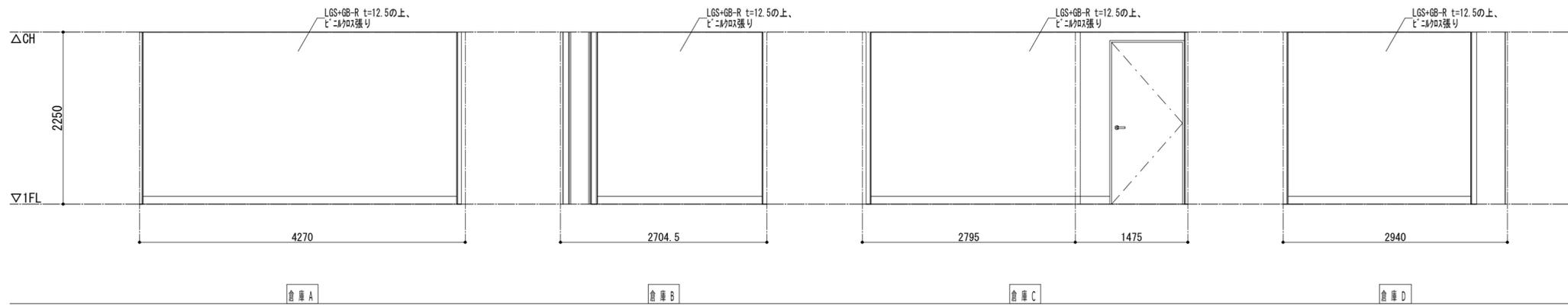


応接室兼職員休憩スペースA

応接室兼職員休憩スペースB

応接室兼職員休憩スペースC

応接室兼職員休憩スペースD

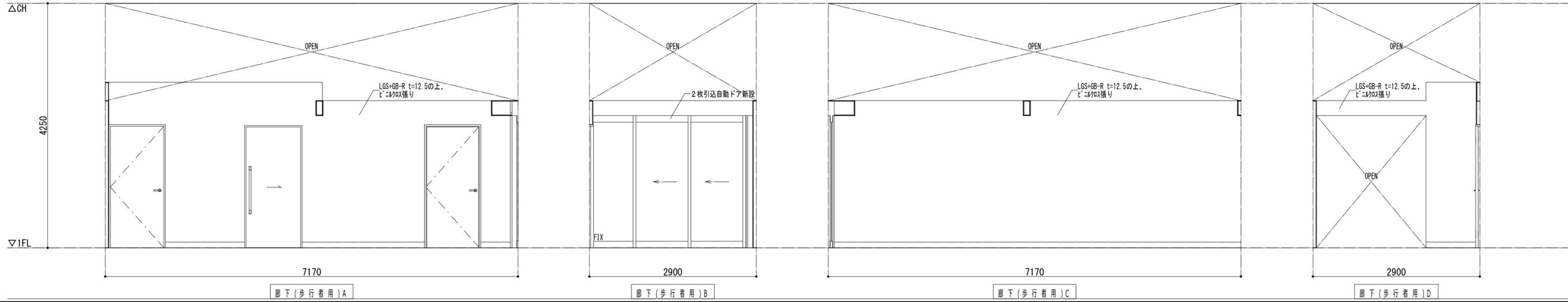


倉庫A

倉庫B

倉庫C

倉庫D



廊下(歩行者用)A

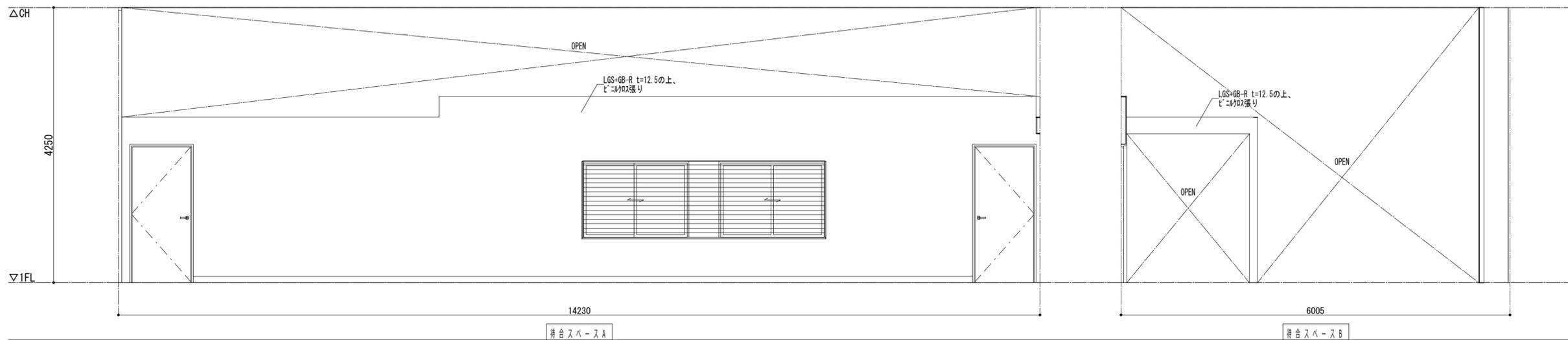
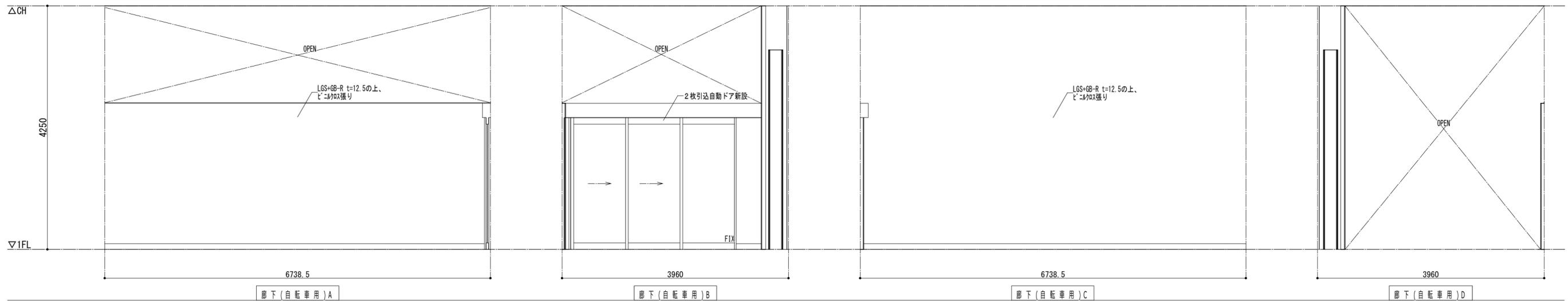
廊下(歩行者用)B

廊下(歩行者用)C

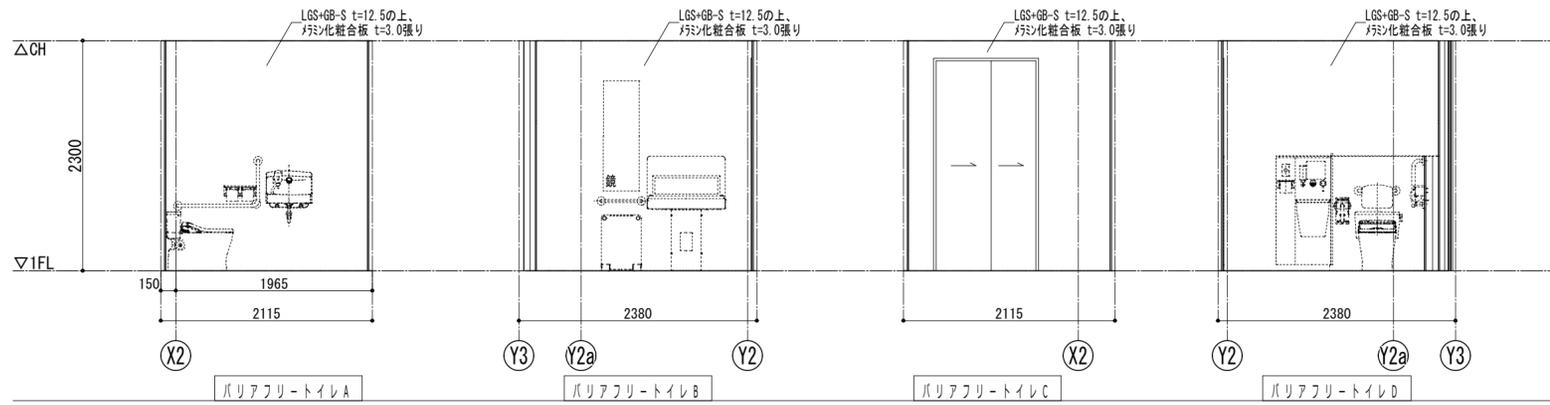
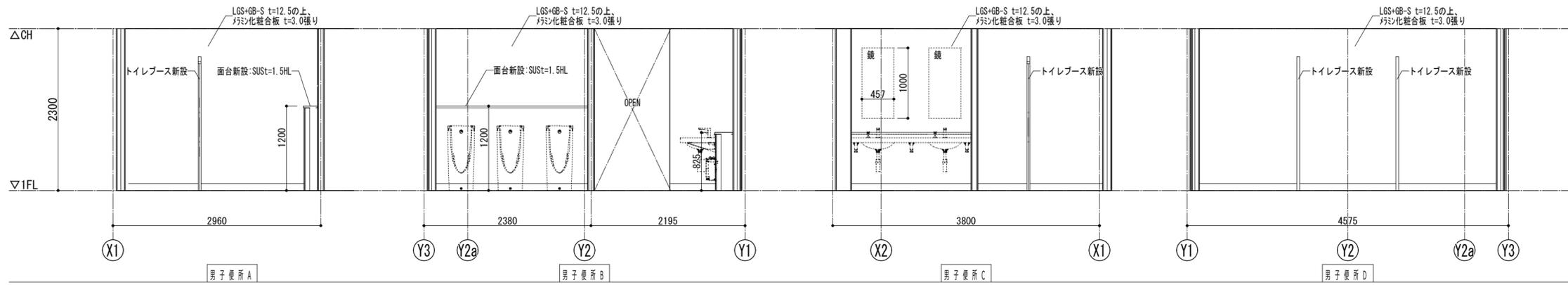
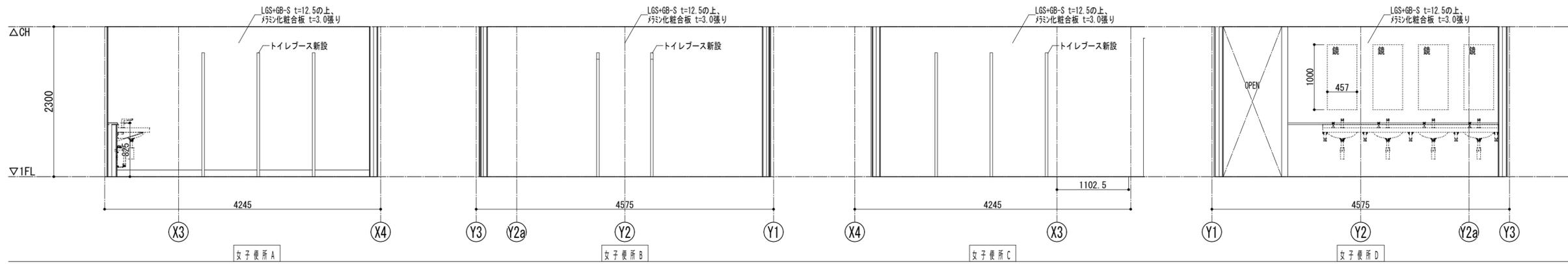
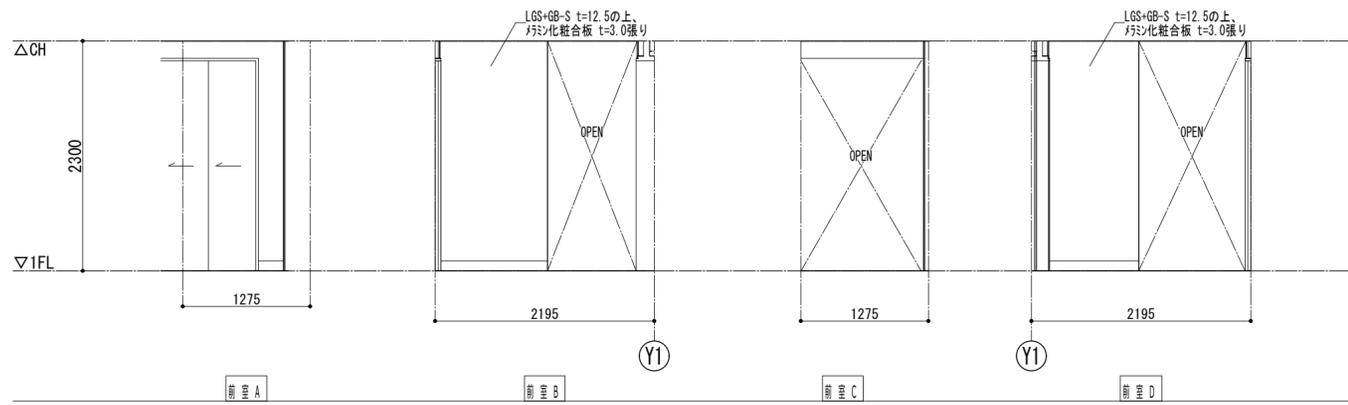
廊下(歩行者用)D

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-11	 株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 啓幸 Tel.0893-77-3466 Fax.0893-77-3112</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名	展開図-2	●縮尺	1:50		 藤川	 近藤	 崎川

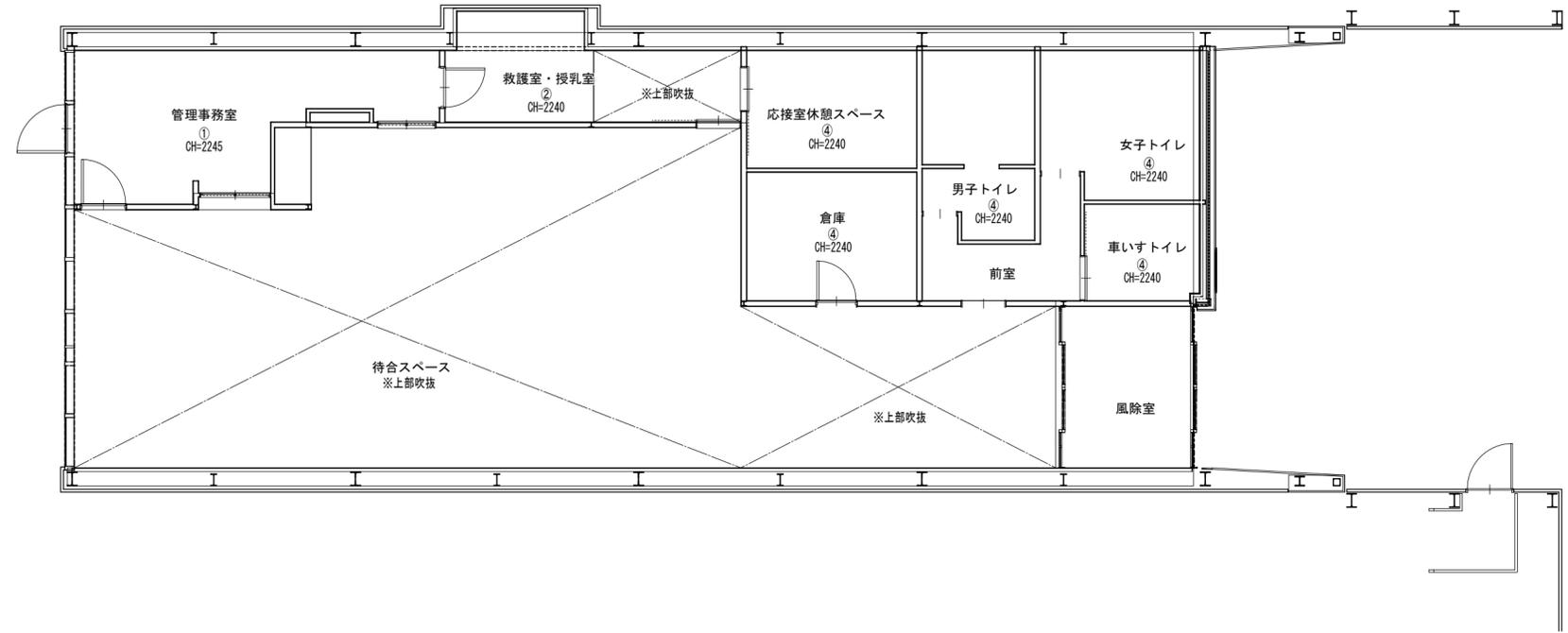
一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340



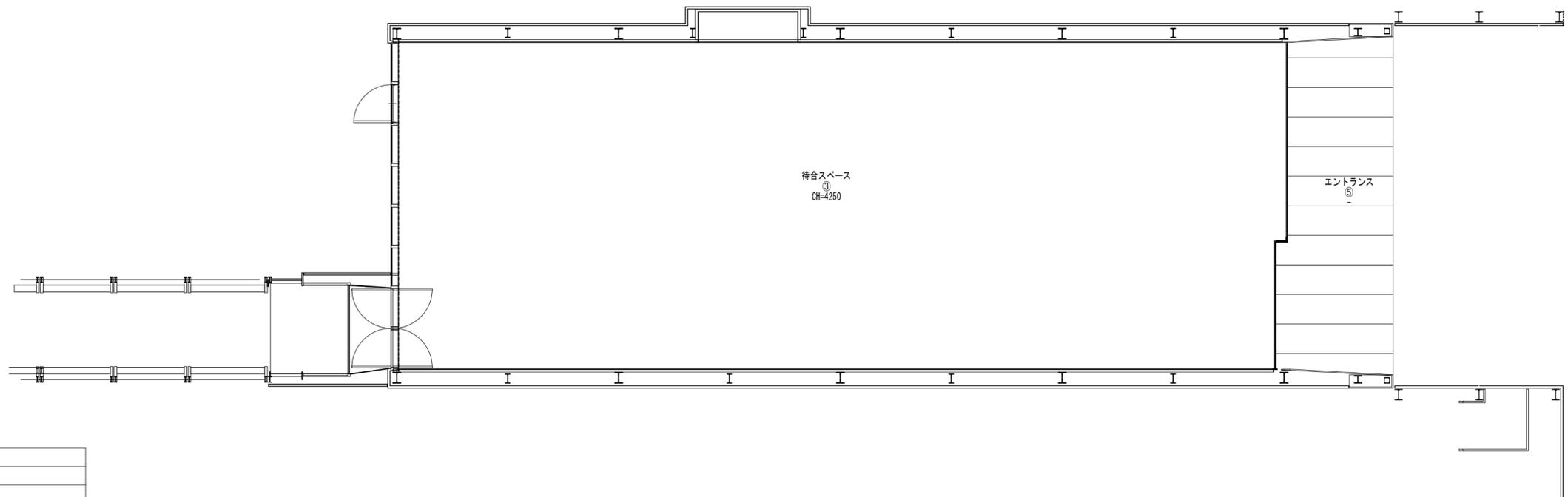
特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 A-12	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 達幸 Tel.0893-77-3466 Fax.0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 展開図-3	●縮尺 1:50		 藤川	 近藤	 崎川
					一級建築士No.203045	一級建築士No.226227	一級建築士No.372340



特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-13	 株式会社 スバル設計 管理建築士 No.203045 藤川 達幸 一級建築士 No.203045 藤川 達幸 Tel.0893-77-3466 Fax.0893-77-3112	所長	設計長	担当者		
		●図面名	展開図-4	●縮尺	1:50		藤川	近藤	崎川		
						一級建築士 No.203045		一級建築士 No.226227		一級建築士 No.372340	



天井伏図 改修前 (FL+22.50)



天井伏図 改修前 (FL+4.250)

凡例

①	ビニルクロス
②	GD-D t=9.5 (900×450)
③	RW-B t=19.0 (300×600) リブ付
④	ケイカル板 t=6.0 EP塗装
⑤	アルミパネルフッ素焼付塗装 t=2.5

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名

R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築

●図面名

天井伏図 (改修前)

●図面番号

A-14

●縮尺

1:100

株式会社 スバル設計
 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸
 一級建築士 No. 203045 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112

所長

藤川

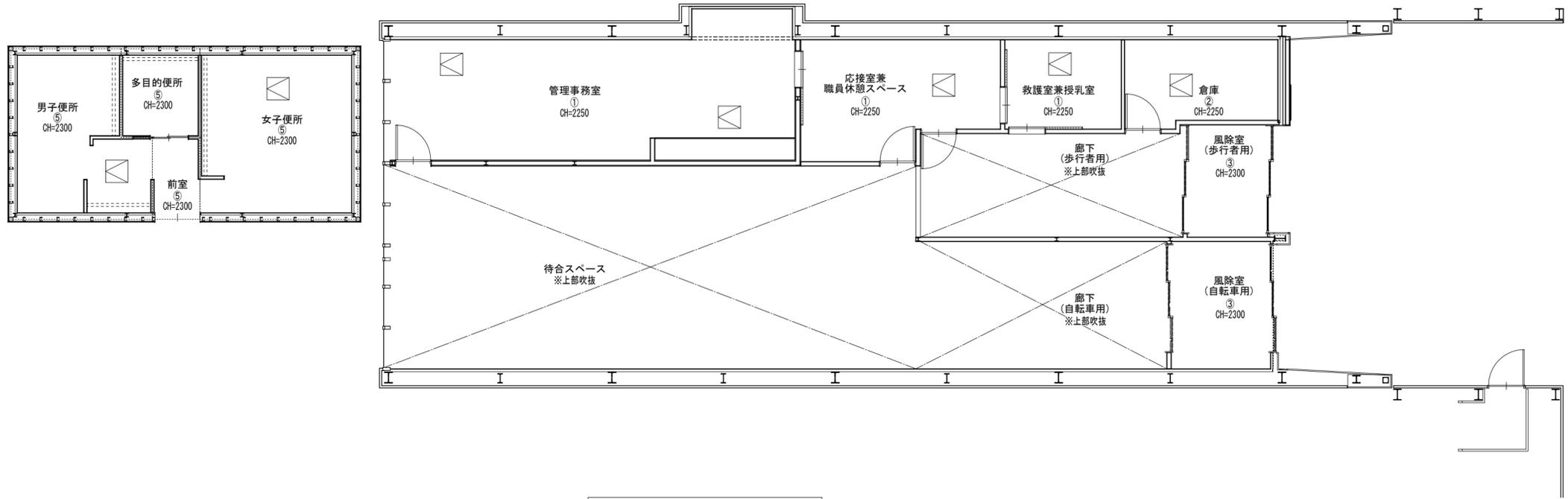
設計長

近藤

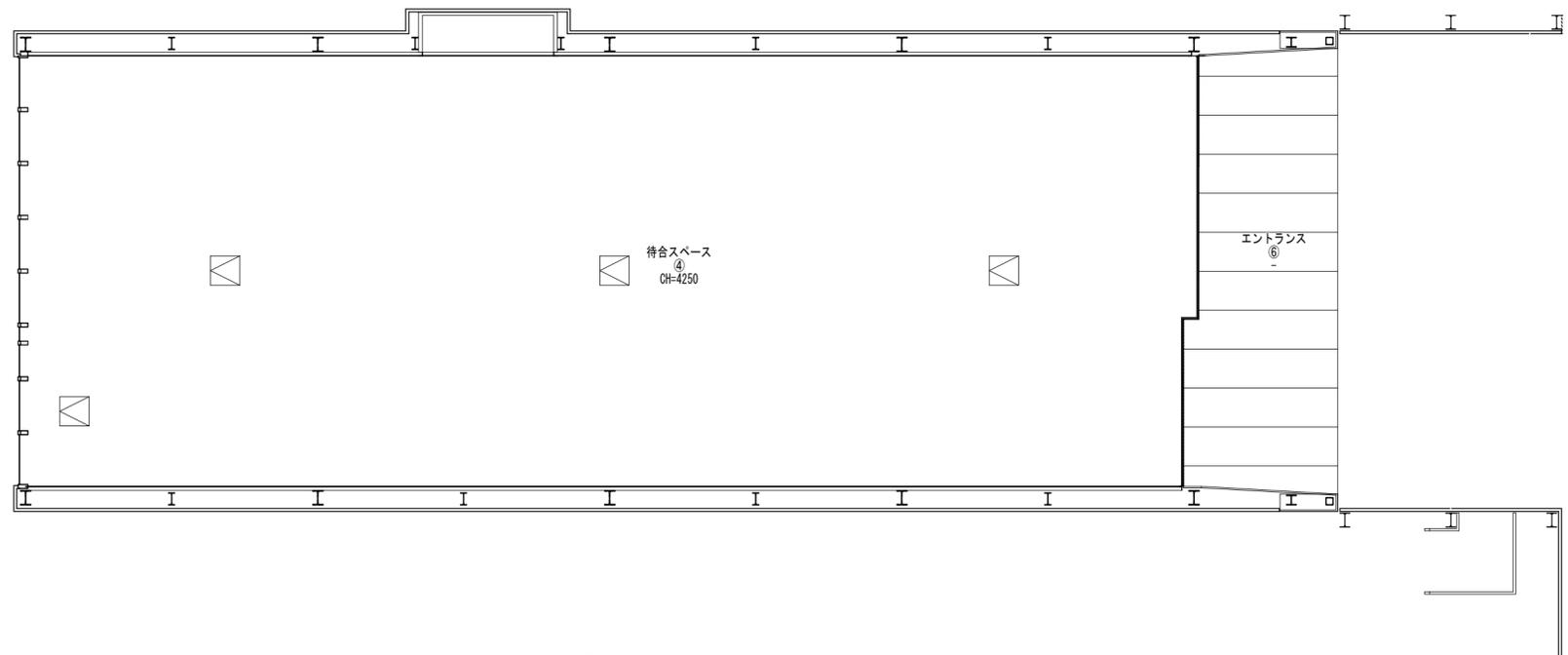
担当者

崎川

一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340



天井伏図 改修後 (FL+2250)



天井伏図 改修後 (FL+4250)

凡例

- ① ビニルクロス
- ② GD-D t=9.5 (900×450)
- ③ RW-B t=9.0 (300×600)
- ④ RW-B t=19.0 (300×600) リブ付 グラスウールt100
- ⑤ ケイカル板 t=6.0 EP塗装
- ⑥ アルミパネルフッ素焼付塗装 t=2.5 (既存のまま)

◻ 天井点検口 600角 アルミ枠

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名

R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築

●図面名

天井伏図 (改修後)

●図面番号

A-15

●縮尺

1:100



株式会社 スバル設計

管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸
Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112

所長

藤川

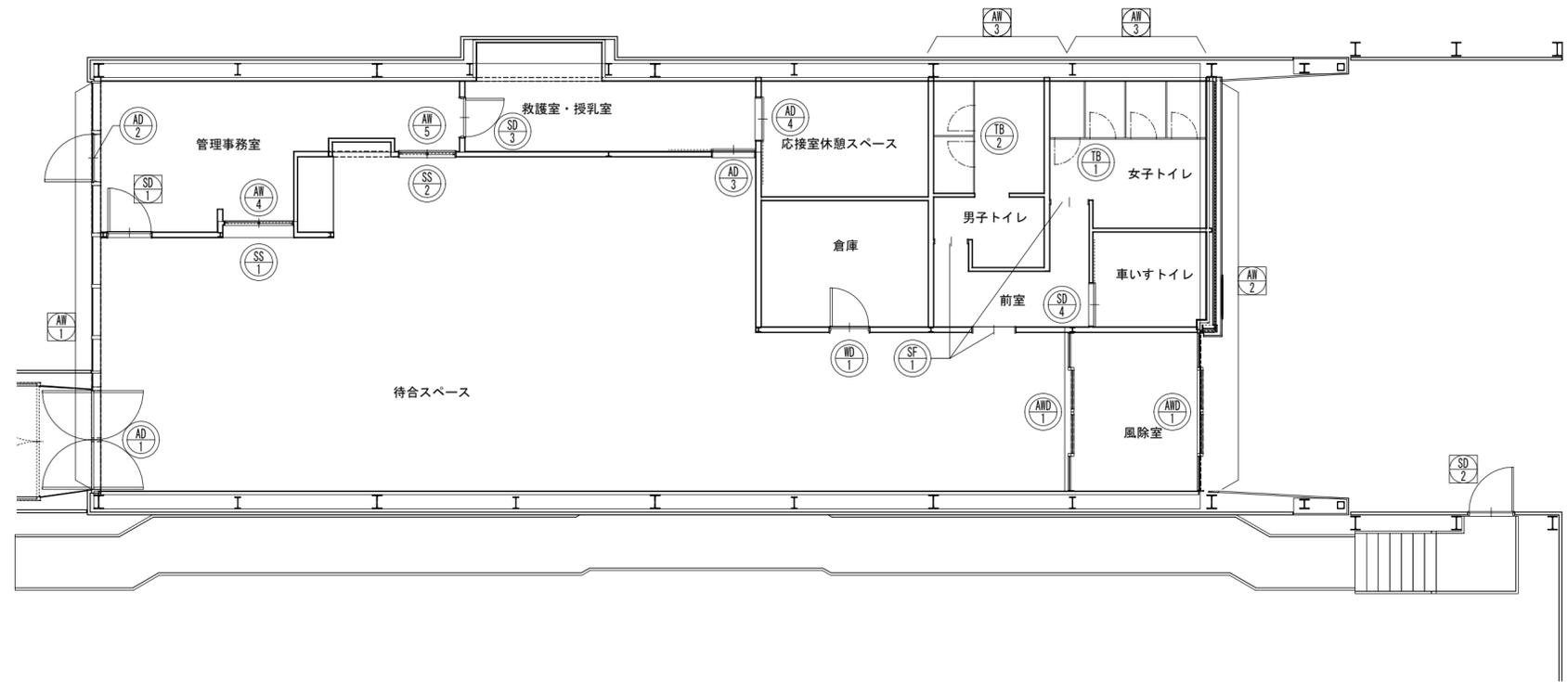
設計長

近藤

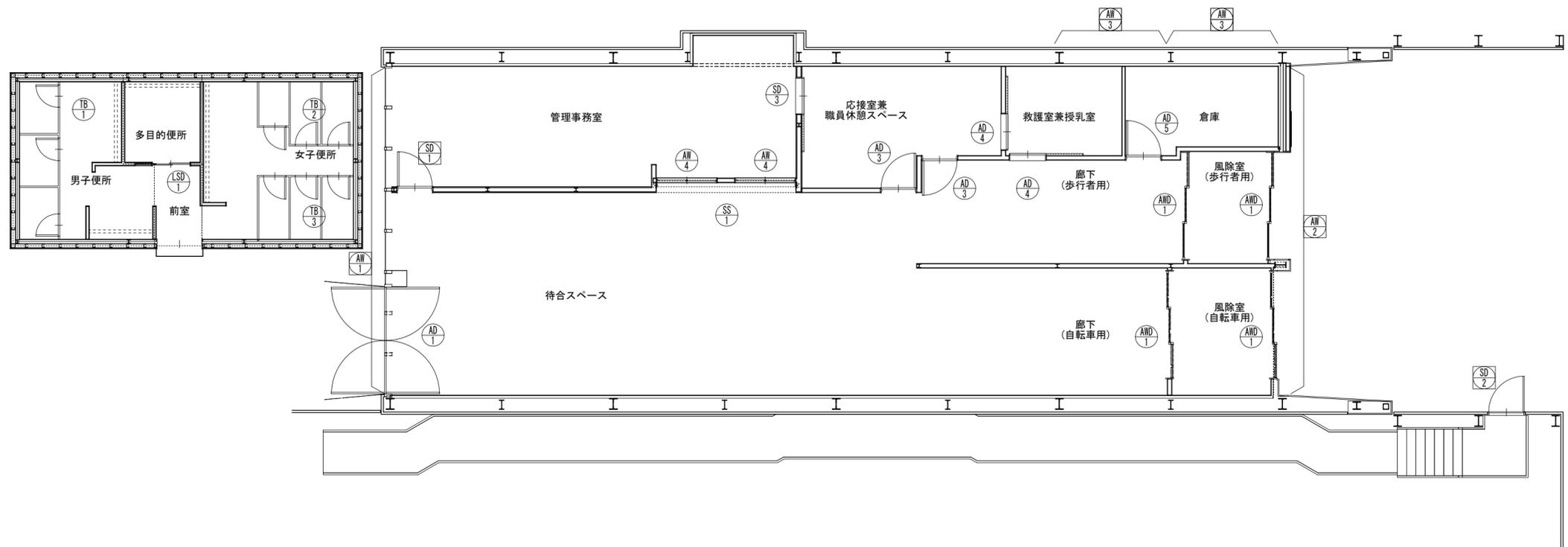
担当者

崎川

一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340



建具配置図 改修前 1:100



建具配置図 改修後 1:100

凡例

<p>□ 建具符号略号</p> <p>SD・鋼製扉 SS・鋼製シャッター SF・鋼製枠 AD・アルミ製扉 AW・アルミ製窓 AWD・アルミ製窓付扉 TB・トイレブース LSD・鋼製軽量扉</p>	<p>□ 建具符号表記凡例</p> <p>建具符号 建具番号 : 改修を示す。</p> <p>建具符号 建具番号 : 新設を示す。</p> <p>建具符号 建具番号 : 撤去を示す。</p>
---	---

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 A-16	<p>株式会社 スバル設計</p> <p>管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達伸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112</p>	所長 	設計長 	担当者
		●図面名 建具配置図	●縮尺 1:100, 1:150		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

<p>壁 内部壁(L-1)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>壁 内部壁(L-2)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>壁 内部壁(L-3)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>壁 内部壁(L-4)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>壁 内部壁(L-5)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>
<p>壁 内部壁(L-6)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>内部壁(下地合板)</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>ボード目地基準</p> <p>A2:1/20 A3: 71%</p> <p>▷ 目地・目地材を示す。</p>	<p>ボードジョイント(縦、横)</p> <p>A2:1/ 2 A3: 71%</p>	<p>不燃化粧板取り合い</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>
<p>ビニル床シート-1</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>ビニル床シート-2</p> <p>A2:1/10 A3: 71%</p>	<p>各便器撤去後の開口補強詳細図</p> <p>A2:1/ 5 A3: 71%</p>	<p>面台</p> <p>A2:1/ 5 A3: 71%</p>	

特記

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築

●図面名
部分詳細図-1

●図面番号
A-18

●縮尺
NON

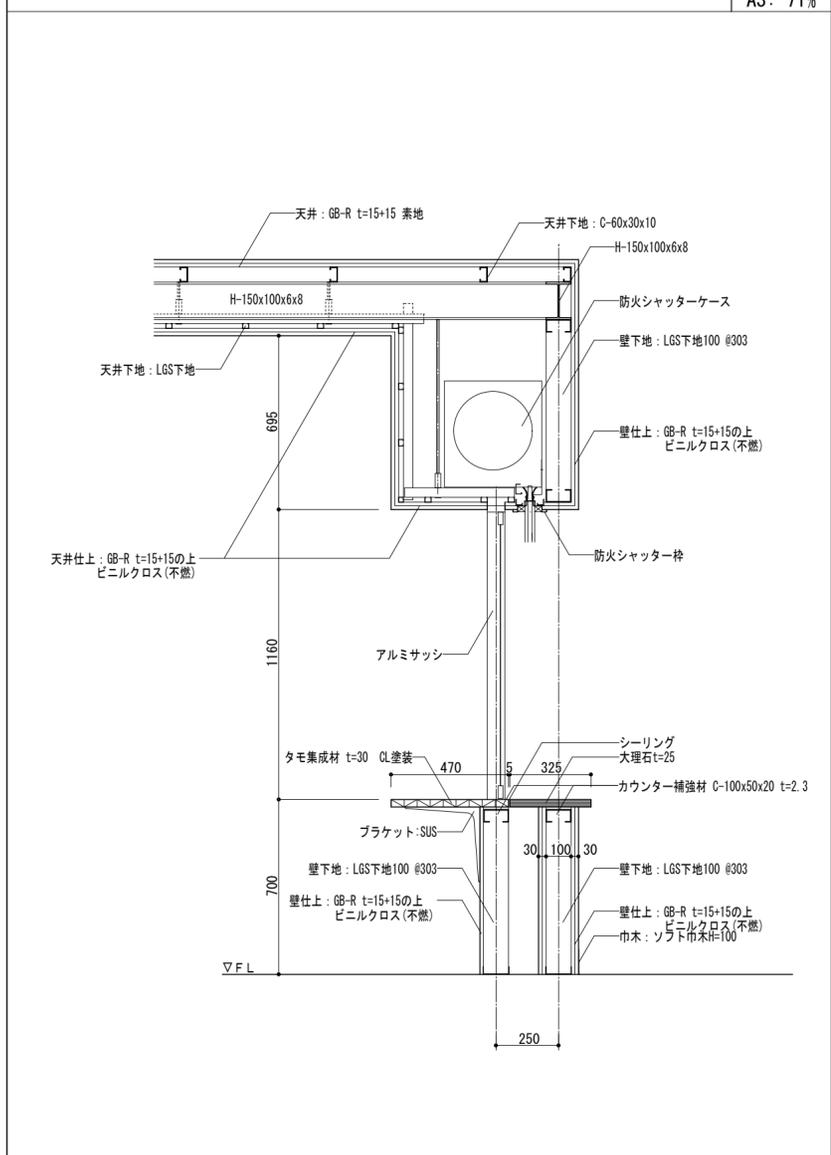
株式会社 スバル設計

管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112

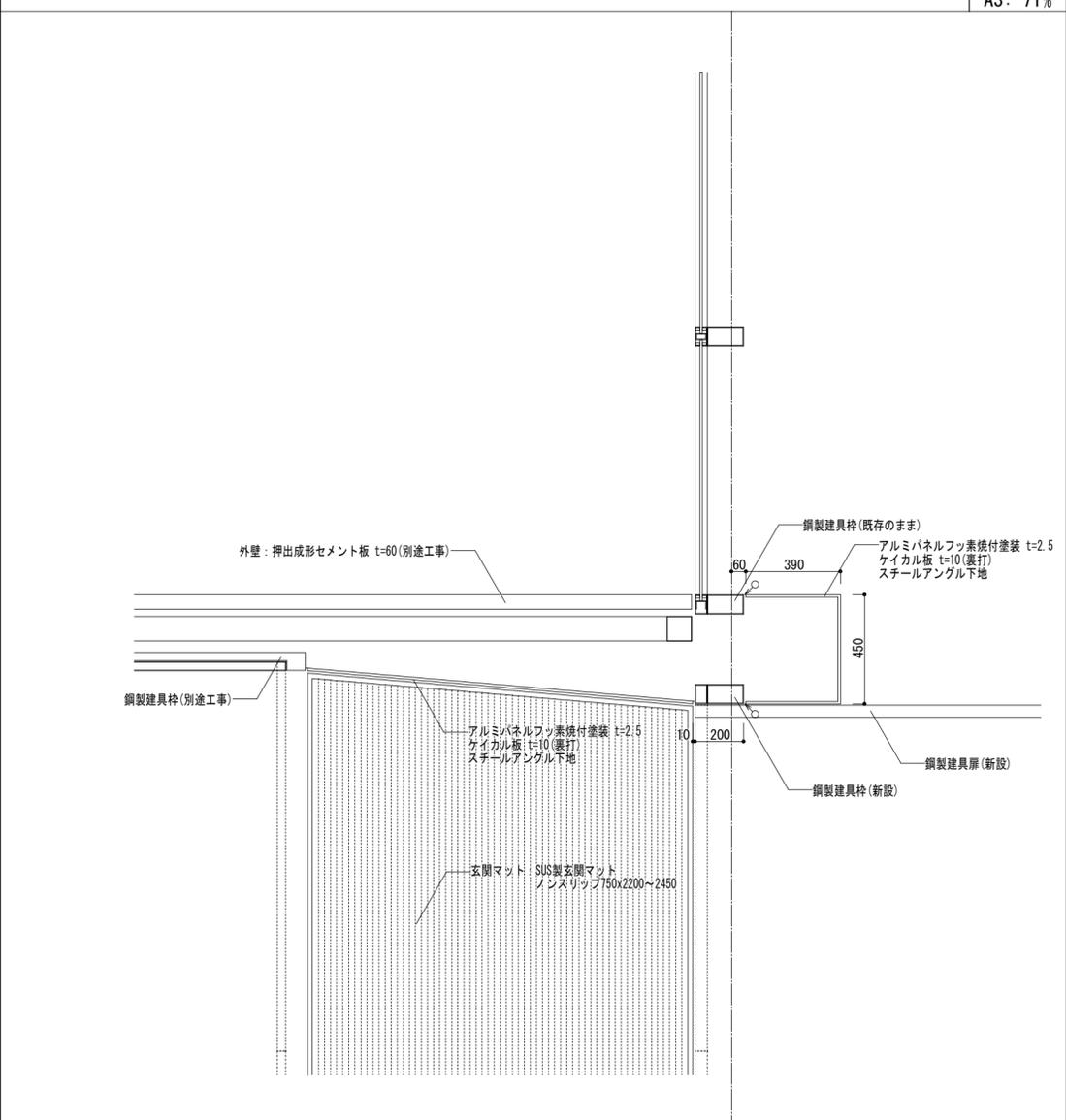
所長	設計長	担当者
藤川	近藤	崎川
一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

天井軽量鉄骨下地 (直張り)	A2:1/10 A3: 71%	天井軽量鉄骨下地 (捨張り)	A2:1/10 A3: 71%						
せっこうボード (GB-R)	A2:1/ 5 A3: 71%	せっこうボード (GB-D)	A2:1/ 5 A3: 71%	ロックウール吸音ボード (RW-B)	A2:1/ 5 A3: 71%	ケイカル板	A2:1/ 5 A3: 71%	コ型廻り縁 (塩ビ)	A2:1/ 5 A3: 71%
特記	徳島県土整備部営繕課			●工事名 R7 営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事建築 ●図面名 部分詳細図 - 2	●図面番号 A-19 ●縮尺 NON		所長 藤川 設計長 近藤 担当者 崎川	管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 226227 一級建築士 No. 372340

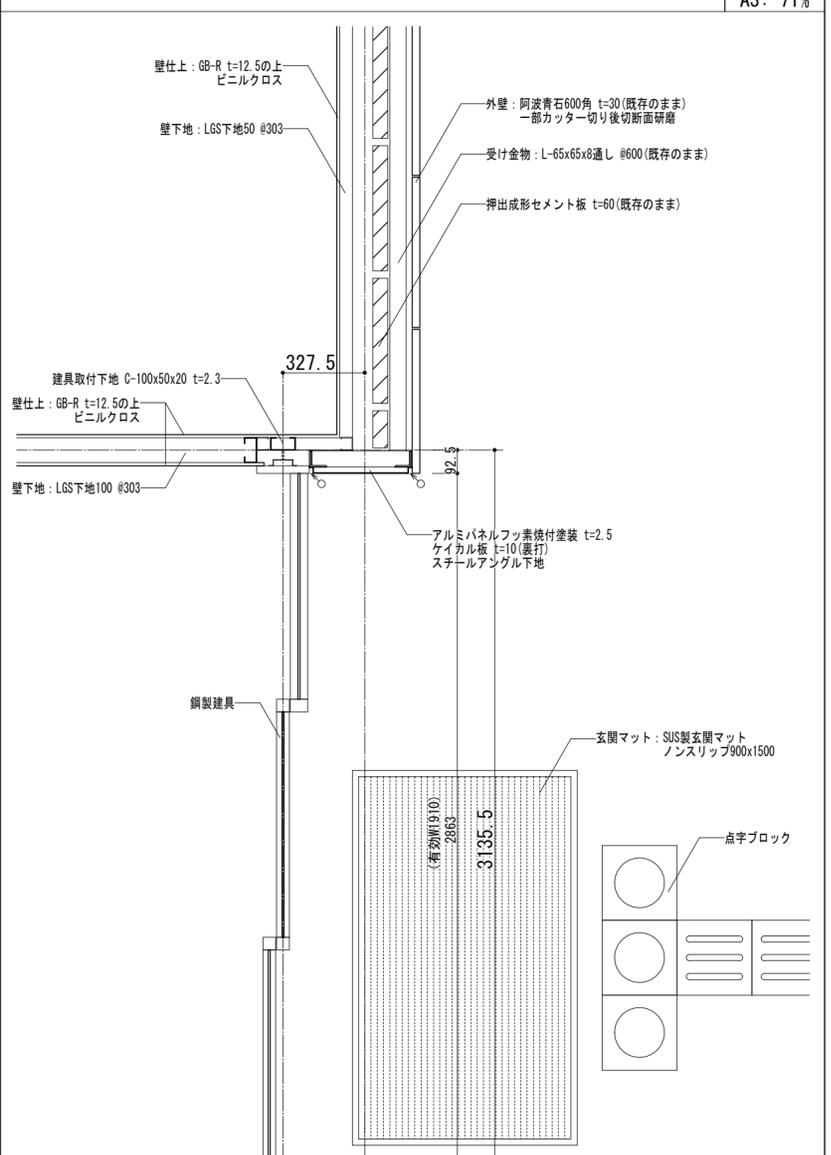
事務室カウンター廻り部分詳細図 A2:1/20 A3: 71%



スチールカーテンウォール廻り部分詳細図 A2:1/20 A3: 71%

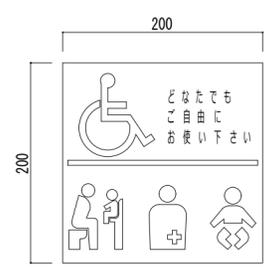


自動ドア廻り部分詳細図 A2:1/20 A3: 71%



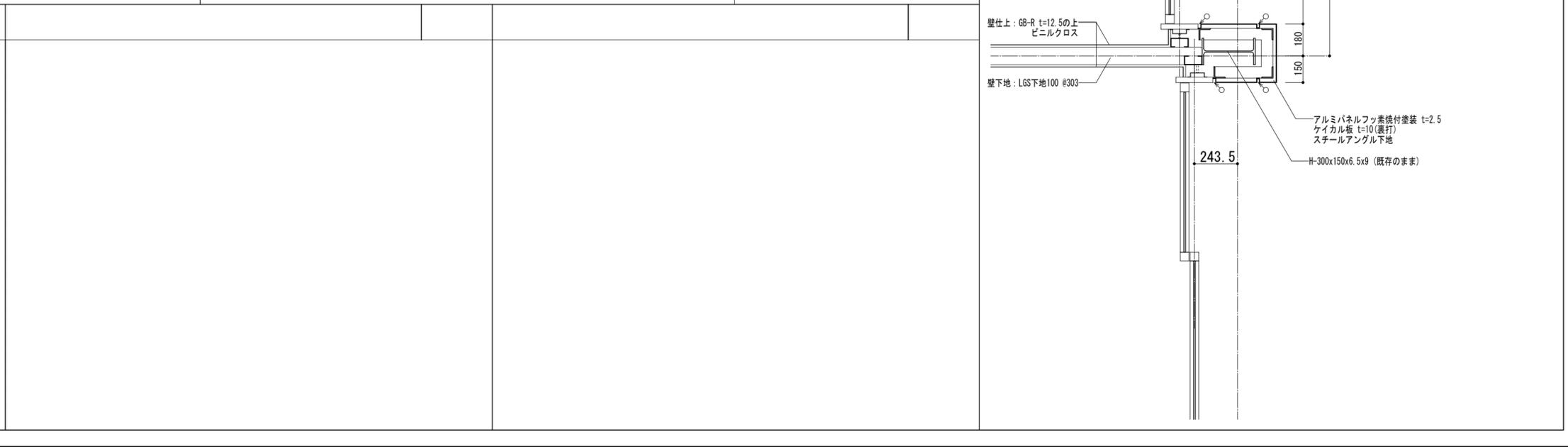
サイン詳細図 (参考図) A2:1/ 5 A3: 71%

※色及び取付け位置は監督員および施設管理者と協議の上、最終決定すること



- バリアフリートイレの扉へ取付 : 1箇所
- 男子便所の入口近辺の壁へ取付 : 1箇所
- 女子便所の入口近辺の壁へ取付 : 1箇所

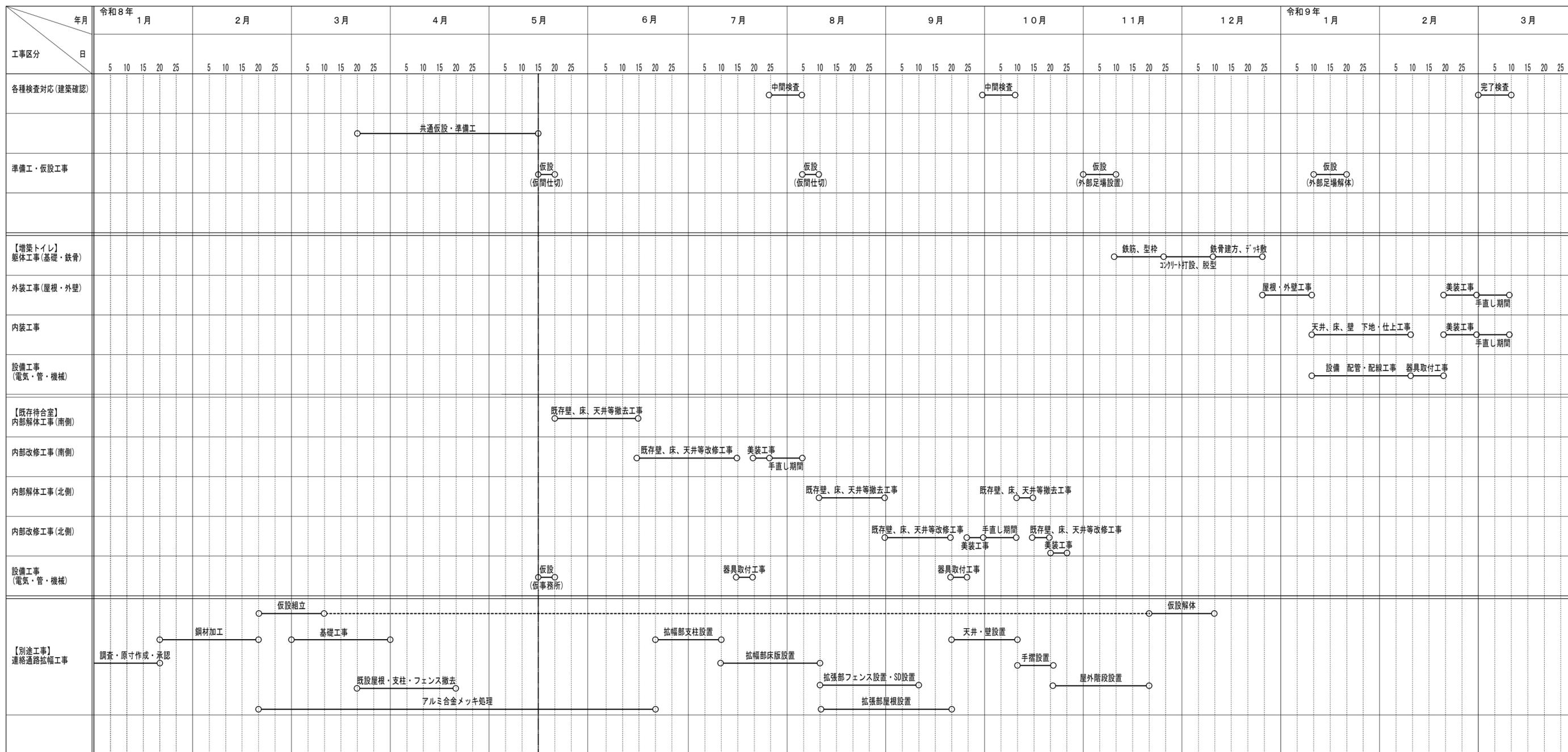
仕様: アルミ複合板 (APパネル) t=3.0の上、カッティングシート貼
 ※バリアフリートイレ扉へ取付分はカッティングシートのみ
 ※デザインは、JIS規格を参考にすること



施工にあたっての留意事項

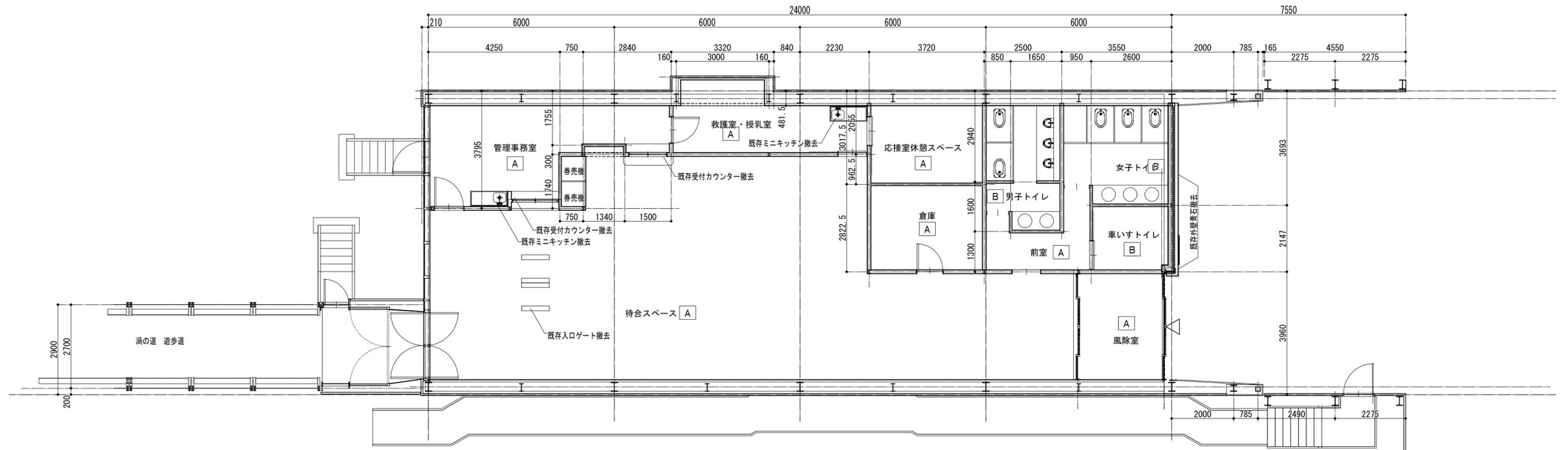
- この工事は、造成工事後の敷地に新築工事をするもので、地域住民や国道の通行に影響の無い様、十分配慮しなければならない。
施工に当たっては、施設利用日程を考慮した詳細工程を作成し、施設管理者と調整しながら施設運営に支障が無い様にしなければならない。
- 別途設備工事もあることから、建築・設備の総合図のとりまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は、受注者が積極的に行うこと。
- 工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生確保に努めること。

全体参考工程表



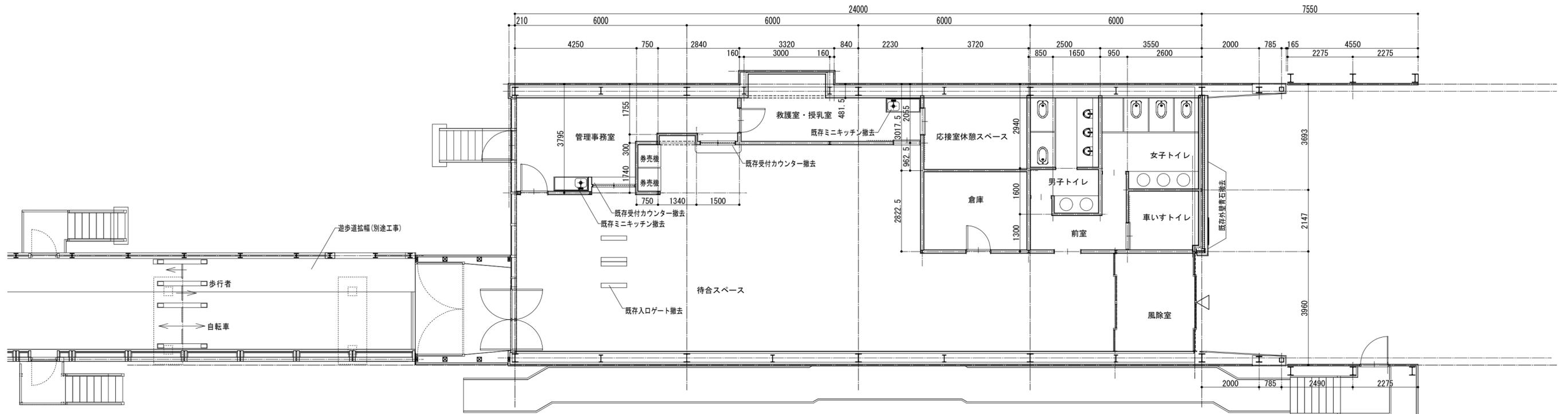
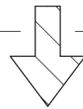
△
工事着手日 令和8年5月15日

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7宮精 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 A-22	 株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 達幸 Tel.0893-77-3466 Fax.0893-77-3112</small>	所長 	設計長 	担当者 
		●図面名 概略工事工程表(参考)	●縮尺 NON		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340



現状平面図

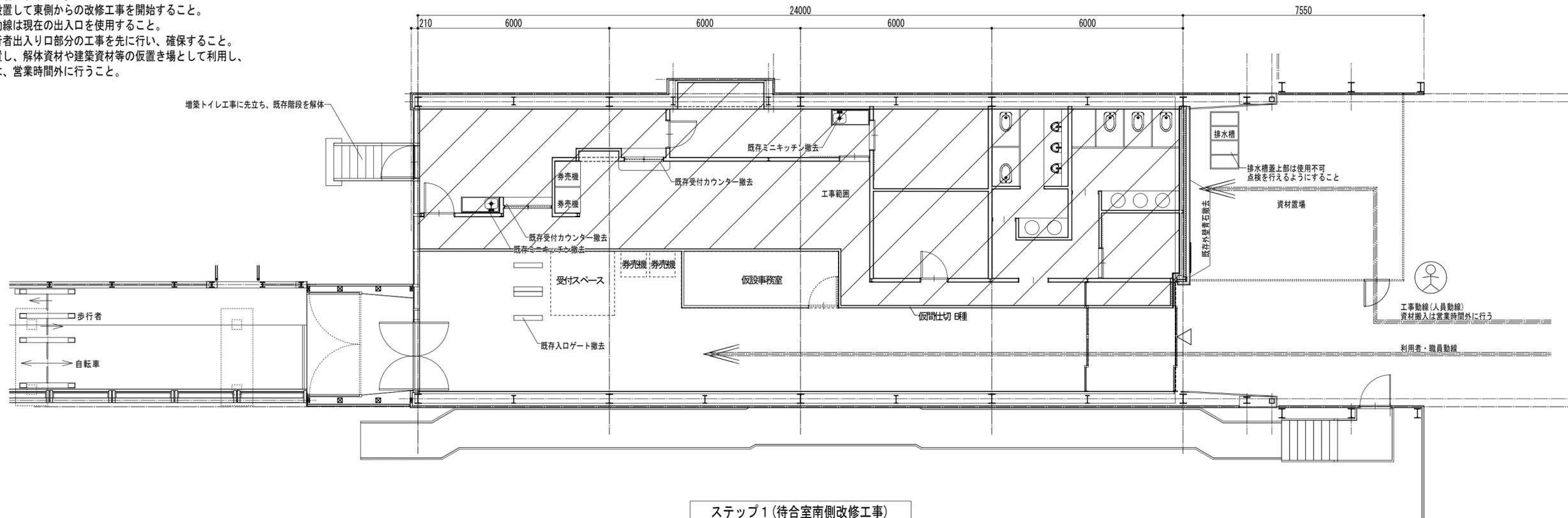
●別途工事として遊歩道拡幅工を実施予定です。
スケジュールは概略工程表を参照すること。



竣工平面図

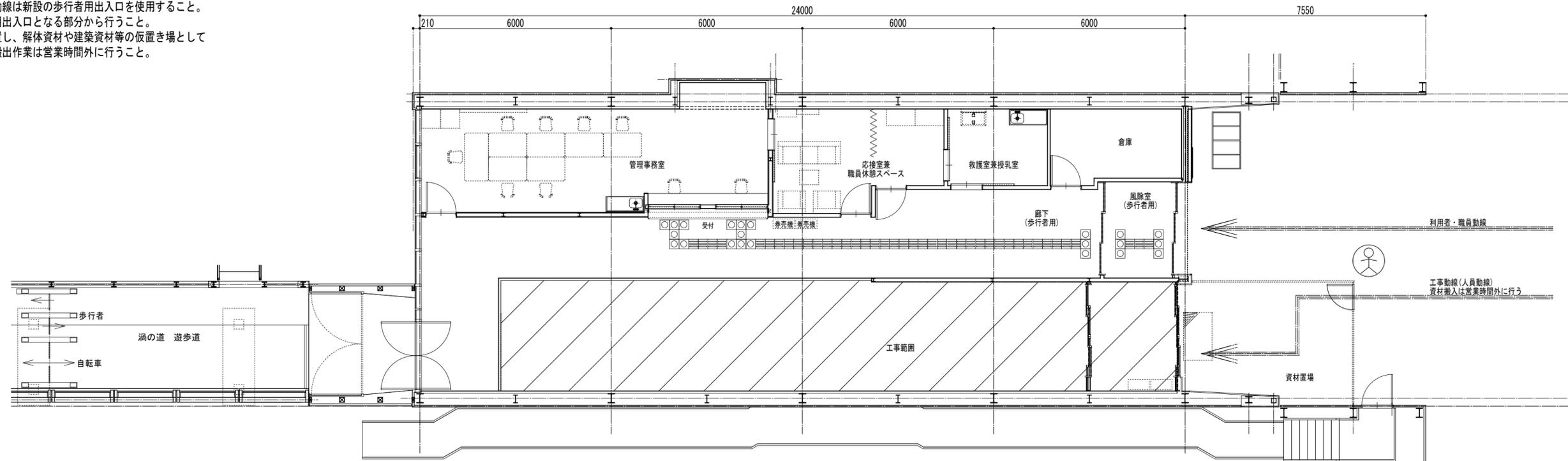
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-23	 株式会社 スパル設計 <small>管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名	仮設計画図-1 (参考)	●縮尺	1:100		藤川	近藤	崎川
						一級建築士 No. 203045		一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

- 既存待合室南側の改修工事に着工すること。
 まずは中央に仮間仕切りを設置して東側からの改修工事を開始すること。
 既存待合室の利用・職員の動線は現在の出入口を使用すること。
 工事動線は新たにできる歩行者出入口部分の工事を先行し、確保すること。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として利用し、
 この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ1 (待合室南側改修工事)

- 既存待合室北側を改修すること。
 既存待合室の利用・職員の動線は新設の歩行者用出入口を使用すること。
 工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として
 利用し、この仮囲いからの搬出作業は営業時間外に行うこと。

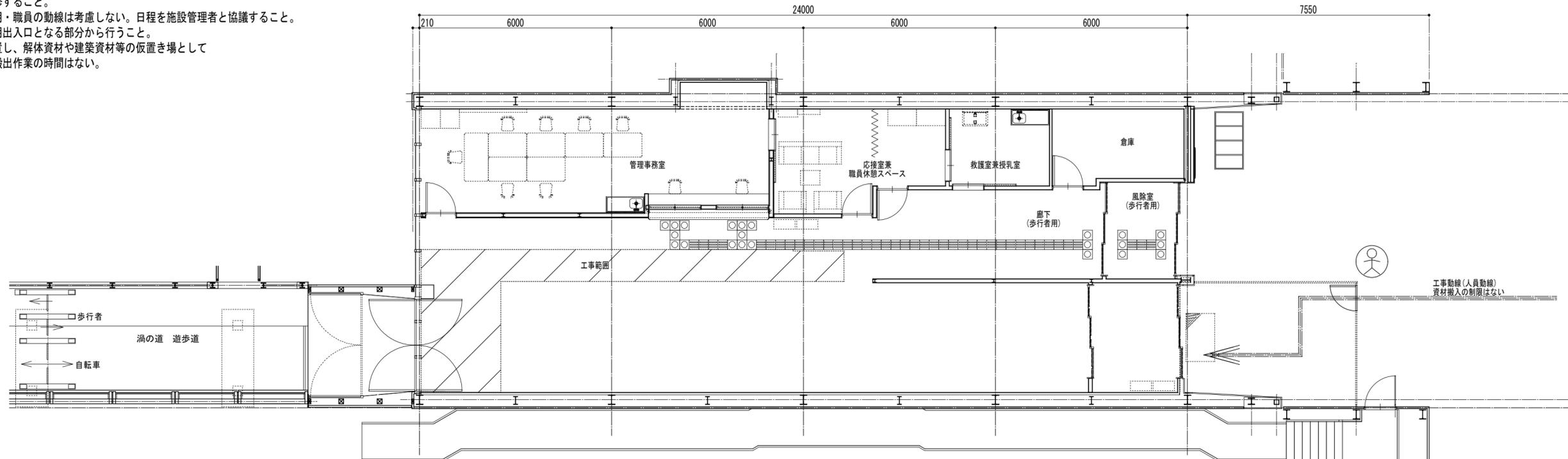


ステップ2 (待合室北側改修工事)

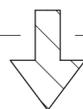
- 凡例
- 工事用動線
 - 利用者・職員動線
 - 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
 - - - 仮設扉
 - - - 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
 - ⊗ 交通整理員
 - /// 工事範囲

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号	A-24	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 啓幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	仮設計画図-2 (参考)	●縮尺	1:100		藤川	近藤	崎川
							一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

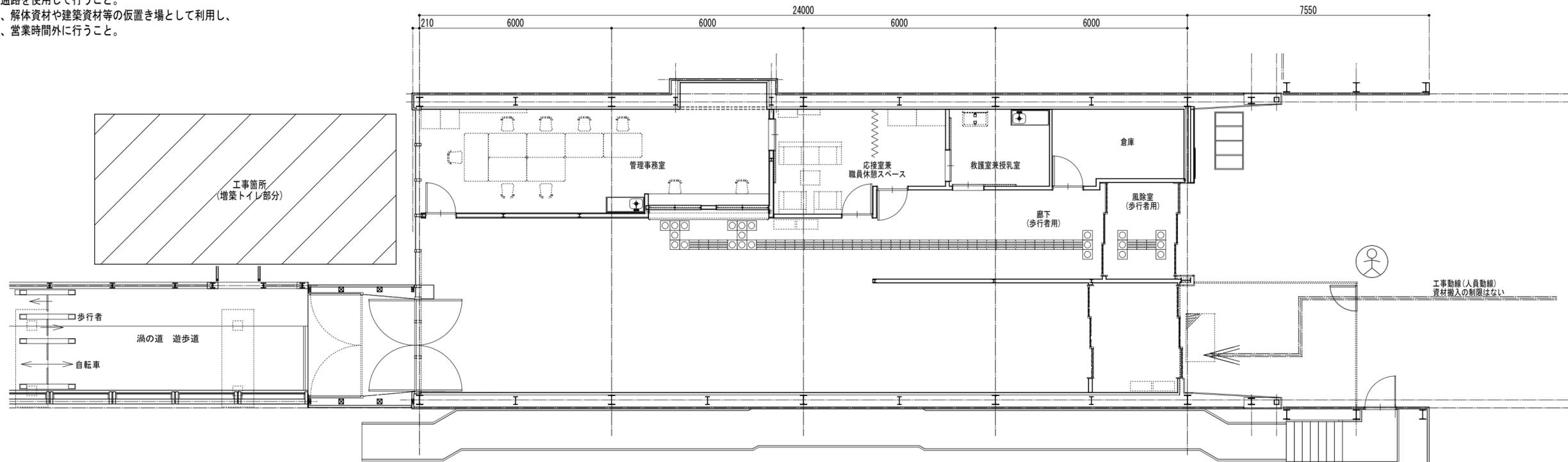
- 既存待合室の残置部分を改修すること。
渦の道を休憩とする為、利用・職員の動線は考慮しない。日程を施設管理者と協議すること。
工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業の時間はない。



ステップ3(既存待合室残置部分改修)



- 増築WC工事中は基本的に待合室は現状通り利用する。
待合室を経由しての搬入等は営業時間外にて行うこと。
また、作業員の出入りは避難通路を使用して行うこと。
外部には一部仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ4 (増築トイレ工事)

- 凡例
- 工事用動線
 - 利用者・職員動線
 - - - 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
 - - - 仮設扉
 - - - 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
 - ⊗ 交通整理員
 - ▨ 工事範囲

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 A-25	雄式目社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 仮設計画図-3 (参考)	●縮尺 1:100		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340